

平成29年塩尻市議会3月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成29年3月13日（月） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市消防委員会条例を廃止する条例

議案第 4号 塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第 5号 塩尻情報プラザ条例の一部を改正する条例

議案第14号 財産の無償貸付けについて

議案第16号 平成29年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費中（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

○出席委員

委員長 横沢 英一 君

副委員長 平間 正治 君

委員 永井 泰仁 君

委員 柴田 博 君

委員 永田 公由 君

○欠席委員

委員 中原 巳年男 君

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長 青木 隆之 君

事務局次長 横山 文明 君

午前9時57分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから3月定例会の総務生活委員会を開会をいたします。本日の日程に

入る前に、去る3月5日の長野県消防防災ヘリコプター墜落事故でお亡くなりになりました皆様の御冥福をお祈りするために、全員で黙祷をささげたいと思いますので、よろしく願いいたします。御起立ください。

〔黙祷〕

○委員長 ありがとうございます。御着席、お願いします。

くしくも本日は、広丘郷原出身で本市の消防防災課にも派遣されておられました経験があります、松本広域消防局の小口浩さんの御葬儀が行われます。小口さんは人望も厚く、松本広域消防局の中堅幹部として活躍が期待されていただけに残念でなりません。改めて御冥福をお祈りするとともに、御家族の皆様にお悔やみを申し上げます。

それでは、会議に入ります。本日の委員会は、中原委員から欠席の届出がありましたので、御報告をいたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。大変お忙しい中、委員会を開催をいただきましてありがとうございます。御提案を申し上げてあります新年度予算等につきまして、御審査をいただくわけでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、私、大変恐縮でございますけれども、小口氏の葬儀に出席のために午前中中座をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。詳細について、副委員長から説明をさせます。

○副委員長 今回の委員会につきましては、本日とあすの2日間にわたりまして審査を行います。請願につきましては説明者が来庁いたします都合上、あすの午後最初に審査をする予定であります。また、あすの委員会審査終了後、総務生活委員会協議会及び東山霊園合葬墓の現地視察を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。懇親会は、定例会最終日の21日に予定されておりますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

○委員長 ありがとうございます。ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては、必ずマイクの使用をお願いいたします。

議案第1号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○税務課長 では、議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。議案関係資料により説明を申し上げますので、議会関係資料の1ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、1番にありますように社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が、平成28年11月28日

に施行されたことに伴い、必要な改正をするものであります。この法律につきましては、平成28年度の税制改正におきまして、消費税率10%への引き上げが平成29年4月1日に行われることを前提といたしまして、平成28年3月31日に地方税法等が改正されましたが、その後、引き上げ時期が平成31年10月1日に変更されたことなどに伴いまして、それに併せまして地方税法等の改正が行われたことによるものであります。

概要につきましては、2番にありますように1点目が、個人市民税の住宅ローン減税措置について、対象となる家屋の居住年の期限を平成33年末まで2年半延長するもの。2点目が、法人市民税の法人税割の税率を引き下げるもの。3点目が、軽自動車税について、新車の三輪以上の軽自動車を燃費性能等に応じまして軽減することとした措置を1年延長するもの。4点目が、県税の自動車取得税の廃止に伴いまして、軽自動車税に環境性能割を創設するもの。5点目が、軽自動車税の環境性能割の創設に伴い、従前の軽自動車税を種別割とするものであります。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表により説明を申し上げます。おめくりをいただきまして、次のページをお願いいたします。今回の改正では、塩尻市税条例の一部改正を施行期日により第1条と第2条で分けて行い、平成26年6月23日に公布をいたしました平成26年塩尻市条例第47号の塩尻市税条例の一部改正をする条例の一部改正を第3条で、平成27年3月31日に公布をいたしました平成27年塩尻市条例第19号の塩尻市税条例等の一部を改正する条例の一部改正を第4条で行いますので、4条立ての改正となっております。

最初に第1条の塩尻市税条例の一部改正から説明を申し上げます。2ページの附則第7条の3の2の改正につきましては、先ほどの概要の1点目の個人市民税の住宅ローン減税措置について、対象となる家屋の居住年の期限を平成31年6月30日から平成33年12月31日まで2年半延長するものであります。これにつきましては、消費税率10%への引き上げが2年半先送りされたことに伴い、消費税増税の負担を和らげる住宅ローン減税につきましても、適用期間を延長するものであります。この部分の改正につきましては、公布の日から施行するものであります。

続きまして、その次の附則第16条第2項から第4項までは、概要の3点目の軽自動車税について、新車の三輪以上の軽自動車を燃費性能等に応じまして軽減することとした措置を1年延長するものであります。燃費性能に応じまして税率が軽減される措置、いわゆるグリーン化特例について定めた条でございます。昨年度の改正によりまして、初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車につきまして、平成28年度分の軽自動車税に限り税率を軽減する特例を定めましたが、この特例をさらに1年継続をし、平成28年度中に初めて車両番号の指定を受けた同様の三輪以上の軽自動車に対し、平成29年度分の税率を軽減するものであります。このグリーン化特例に関する規定につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に6ページをお願いいたします。第2条の塩尻市税条例の一部改正について説明を申し上げます。この条のうちの軽自動車税に関する改正につきましては、先ほどの概要の4点目の県税の自動車取得税の廃止に伴い、軽自動車税に環境性能割を創設することと、5点目の軽自動車税の環境性能割の創設に伴い、従前の軽自動車税を種別割とすることに伴うものであります。平成31年10月の消費税率10%への引き上げ時に、県税であります自動車取得税が廃止をされ、自動車税と軽自動車税にそれぞれ環境性能割が設けられるもので、自動車税の環境性能割は今までと同様に県税のままですが、軽自動車税の環境性能割は、新たに市税として課税がされるこ

ととなります。このことによりまして、従前の軽自動車税につきましては、環境性能割と区別するため名称が種別割に変更されることとなりますが、種別割の内容につきましては、今までの軽自動車税と変わりはありません。

では、軽自動車税の環境性能割から説明を申し上げます。環境性能割につきましては、三輪以上の軽自動車を取得した者に、環境性能に応じて課せられるもので、性能がよい車は税負担が軽くなり、燃費性能が悪い車は税負担が重くなるという性質を持つものであります。環境性能割の税率については、後ほど具体的に申し上げますが、当分の間特例措置により2%を上限とするものであります。また、市税となりますので、本来であれば市で軽自動車税の環境性能割として賦課徴収するところではありますが、当分の間につきましては、今までの自動車取得税と同様に県が賦課徴収を行うこととなります。そして、市が徴収金の5%を徴収取扱費として県へ交付することとなります。環境性能割の課税標準は取得価額とし、免税点は50万円で、新車、中古車を問わず対象となっております。税率を決定する基準値の達成度等につきましては、技術開発の動向や地方財政への影響を踏まえまして、2年ごとに見直しが行われてまいります。

では、具体的な条項の説明を申し上げます。6ページの第18条の3につきましては、納税証明事項について規定した条で、条文中にあります軽自動車税を種別割に改めるものとなっております。

次の第19条の改正につきましては、軽自動車税に環境性能割が新設されることに伴いまして、延滞金の納入に関する規定に、環境性能割の申告納付を規定する第80条の7第1項の申告書について加えるものであります。

7ページの下段の第34条の3及び8ページの第34条の4の2の改正につきましては、先ほどの概要の2点目の法人市民税の法人税割の税率を引き下げるものであります。これは、法人市民税の法人税割の標準税率及び制限税率が法改正により引き下げられることに伴い、税率の改正を行うものであります。本市の場合につきましては制限税率を採用しておりますので、第34条の3の法人税割の税率は12.1%から8.4%へ、3.7%の引き下げとなります。また、資本金等の額が1億円未満で、法人税額が1,000万円未満の法人等につきましては、第34条の4の2で特例を規定しておりますが、法人税割の税率が11.3%から7.6%へ、こちらも3.7%の引き下げとなります。この税率の引き下げにつきましては、国の税制改正の中で地域間の税源の偏在性を是正して、財政力格差の縮小を図るということを目途にして実施するものであります。その仕組みといたしましては、今回地方税である法人市民税を3.7%引き下げるほかに、法人県民税につきましても2.2%引き下げ、この合計5.9%の引き下げ分につきましては、国税であります地方法人税を法人市民税及び法人県民税の引き下げ分である5.9%を引き上げまして、国が地方交付税の原資として分配するという形をとるものでございます。なお、地方の引き下げ分につきましては、国の引き上げ分で相殺されますので、実際に法人が国、県、市に支払う税全体としましては、これまでの税率と変わりはありません。

では、8ページの第80条からは再び軽自動車税の見直しに伴う改正で、第80条につきましては、軽自動車税の納税義務者等について規定するもので、三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割を課税をし、また三輪以上の軽自動車の所有者に、現行の軽自動車税に当たる種別割を課税することについて、条文の整備を行うものであります。

9ページの第80条の2は、軽自動車税のみならず課税について規定するもので、環境性能割の新設に伴い条文の新設整備を行うものであります。第80条の2第1項及び第2項は、売り主が所有権を留保している売買契約においては、買い主を軽自動車の取得者及び所有者とみなして、軽自動車税を課す規定であります。第3項は、

軽自動車の販売業者等を取得者とみなして、環境性能割を課す規定となっております。第4項は、国外で取得をした軽自動車を国内に持ち込んで運行の用に供した場合に、運行の用に供する者を取得者とみなす規定であります。

10ページの第80条の3は、現行の第80条の2を改正の都合によりまして、再規定するものであります。

第80条の4からは、環境性能割についての規定となります。第80条の4は課税標準について規定をし、第80条の5は税率について規定するもので、環境性能基準に応じまして1%から3%までの税率を適用するものであります。後ほど附則の特例措置について説明を申し上げますが、当分の間税率の引き下げを行っております。

次に第80条の6は徴収の方法について、第80条の7は申告納付について、第80条の8は、不申告等に関する過料について、おめくりいただきまして12ページの第80条の9は減免について、それぞれ規定するものであります。

第81条は、軽自動車税の課税免除について規定をしていますが、名称の変更により軽自動車税を種別割に改めるものであります。

12ページから18ページまでの第82条から第91条までにつきましては、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することに伴いまして、条文等の整備を行うものであります。

続いて19ページをお願いいたします。19ページから23ページまでは附則の改正になりますが、附則第15条の2から附則第15条の6までの規定につきましては、軽自動車税の環境性能割に係る特例について規定するものであります。まず附則第15条の2は賦課徴収の特例について、15条の3は減免の特例について、15条の4は申告納付の特例についてそれぞれ手続におきまして、当分の間市長が行うこととするところを長野県知事が行うものとする特例を新設するものであります。附則第15条の5は、徴収取扱費の交付について規定するもので、環境性能割の事務の取扱費を県に交付することとするものであります。20ページの附則第15条の6は、税率の特例について規定するもので、先ほどの第80条の5で規定しております環境性能割の税率につきまして、ガソリン車とハイブリッド車で平成17年排出ガス基準の75%低減を達成したもののうち、平成32年度燃費基準を達成した自家用の軽自動車につきましては税率1%ですが、営業用の軽自動車につきましては税率を0.5%とし、平成27年度燃費基準プラス10%を達成した自家用の軽自動車につきましては税率2%ですが、営業用の軽自動車につきましては税率を1%とし、それ以外のものにつきましては税率3%ですが、当分の間2%に引き下げるといこととなっております。

次の附則第16条につきましては、この条例の第1条の改正によるグリーン化特例の期限を平成28年度末まで1年延長しておりますが、軽自動車税に環境性能割を導入以後のグリーン化特例につきましては、平成31年度の税制改正において具体的な結論を得ることとされておりますので、第2項から第4項までの規定を削るものであります。また、用語の整備など所要な改正を行うものとなっております。

次に24ページをお願いいたします。第3条の塩尻市税条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、説明を申し上げます。平成26年度に改正をいたしました条例の改正不足の第6条経過措置に関する規定につきまして、平成27年3月31日以前に取得をした軽自動車の税率を規定している条になりますが、今回の条例におきまして、第82条及び附則第16条の改正に併せまして、軽自動車税を種別割に名称変更を改めるものとなっております。

続きまして27ページをお願いいたします。第4条の塩尻市税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきまして、説明を申し上げます。平成27年に改正をいたしました条例の改正附則、第5条第7項につきましては、先ほど説明を申し上げました塩尻市税条例第19条の規定が、軽自動車税の環境性能割の創設に伴い改正されることを受けまして、所要の改正を行うものとなっております。具体的には読みかえ規定について、第19条の改正内容に併せまして、改めるものとなっております。

今回の改正の第2条から第4条までの改正の施行期日につきましては、消費税が10%に引き上げられる平成31年10月1日とするものでございます。説明は以上であります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○**永井泰仁委員** 今回この条例の一部改正の中で個人市民税、あるいは法人市民税ですが、ローンについては2年半延長、それから法人市民税については税率の引き下げということですが、これにかかわる減収というか、影響額のようなものは試算して、影響というか財政的なものですね、そういうものは試算されているかどうか。わかっていたらおよその金額で。

○**税務課長** 個人市民税につきましては、期間の延長ということで現在の状況とあまり変わらないものと考えております。ただ法人市民税につきましては、3.7%と引き下げ率が大きくなっておりますので、こちらを平成27年度決算から試算をしていきますと、約2億5,000万円ぐらいの減収になるということが見込まれております。以上であります。

○**永井泰仁委員** それから、今回の中で軽自動車税の取り扱いがいろいろなっていますが、塩尻市内で保有するそれぞれの軽自動車が、何台がどのランクに該当するとか、そういう細かいデータは分析していますか。市には、そういう資料はないですか。

○**税務課長** 各税率ごとに台数の把握はしております。今回グリーン化特例についてという形でよろしいでしょうか。

○**永井泰仁委員** はい。

○**税務課長** 担当の係長から答弁申し上げます。

○**市民税係長** 三輪のものにつきましては、当市に該当の車両はございません。四輪の営業用の乗用はありません。四輪の乗用の自家用ですけれども、75%軽減につきましては、29年度の該当のものはゼロ、50%軽減が200台、25%軽減が400台。それから四輪の営業用の貨物、25%軽減が10台。貨物の自家用、75%軽減なし、50%軽減なし、25%軽減が30台ということで、28年度の実績から推計したものでありまして、実際このとおりになるかというところは正直わかりませんが、予算上の推計でございます。

○**委員長** よろしいですか。ほかにはどうでしょうか。

○**柴田博委員** 内容がいろいろあってちょっとわかりにくいんですけども、説明の中で施行されるのは31年10月1日ということなんですけど、それ以前に公布の日からとか、29年4月1日からというのもあったんですけど具体的にわかりやすく、どれとどれが31年ではなくてやられるのか、もう一度お願いします。

○**税務課長** 今回改正をしております内容の中で、議案関係資料の1ページの2の概要になりますが、まず2の(1)個人市民税の住宅ローン減税措置について対象となる家屋の居住年の期限を延長するものにつきましては、公布日施行という形になっております。これは周知等の関係もございまして、公布日から施行するという形にな

っております。

もう1点、今ありましたグリーン化特例についてですけれども（3）ですね、軽自動車税について、新車の三輪以上の軽自動車を燃費性能等に応じまして軽減することとした措置を1年延長するもの。これはグリーン化特例の対象となるものということで、平成28年度適用していたものにつきまして、平成29年度につきまして1年延長するという形になっております。それ以外につきましては、消費税率10%の引き上げ時に施行するものとなっております。

○柴田博委員 議案関係資料の12、13ページのところで、例えば、今までの軽自動車税というのは種別割というふうになって、12、13ページのところの金額等は変わってないけど、棒線がいっぱい引かれてるんですけど、これは何か特別な意味があるわけなんですか。

○税務課長 こちらは国等の関係で、体裁を整える形で引かれておりますけれども、実際に税率等は一切変わっておりません。名称変更に伴いまして、条のつくりを少し丁寧に見直しをしたという形になっております。

○柴田博委員 この場合、例えば12ページの真ん中あたり、種別割の税率と書いてあるところの、名前が変わったということだけで棒線を引いて、金額が変わってなかったら、それは何も変わらないということではいけないの、こういう場合には。

○税務課長 実際的には変更はございませんけれども、こちら国が示しております条例例というものがございまして、そちらに倣って改正をさせていただいているということで。例えば、ここですと82条の第2号につきましては、現行ではアのところの軽自動車税の下に（ア）というものはございませんが、これが国等の中ではここに（ア）という規定を設けているということで修正をしておるというような形になっております。そういった改正なので、済みません、よろしく願いいたします。

○柴田博委員 いいです。

○副委員長 先ほど法人税の引き下げに伴って、市への影響額が2億5,000万円というお話がありましたが、今まで財政改正、あるいは税率改正があった場合には、その補填が国からあったと思うんですが、これについては、どうなっているのでしょうか。

○財政課長 これまで恒久減税の影響による地方に財源が減ってしまったというものにつきましては、地方特例交付金でこれまで措置をされてきました。今、お話のありました住宅ローン減税については、この特例交付金のほうで見ていくということは明記されております。しかしながら、法人税については、そもそもが大都市部の法人税収一極集中していると、偏在性が非常に大きいということで、この偏在性を是正をするというために税率を引き下げて、その分を国税として、地方法人税として徴収を国がしまして、これはただしかしながら地方の財源ですよということで、交付税特別会計の中にそこを組み入れてですね、交付税としてまんべんなく配分をしていくと、そういう財源として使われるということでございます。

○副委員長 軽自の環境性能割の税率ということで、課税標準は取得額というものになって、まず100分の1、100分の2とか、100分の3ありますけど、もうちょっと具体的に教えてもらえます。例えば、100万円だと何パーセントになるとか、200万円なら何パーセントとか、そういう部分でわかりやすく。

○税務課長 基本的には、環境性能割につきましては、先ほどの環境性能の基準値によって変わってまいります。基本的にベースになるのは2%という形になりますけれども、今回先ほどのおり特例措置ということで減額に

なっております。現行の自動車取得税につきましては、6段階に分れております。まず32年度の燃費基準プラス20%達成をしている車につきましては非課税、それが変わるとに0.4、0.8、1.2、1.6、2%と6段階で自動車取得税は課税はされております。これが新基準になりますと、まず平成32年度の燃費基準プラス20%達成車と10%達成車、こちらにつきましては、新しい環境性能割では非課税車となります。平成32年度の燃費基準を達成した車につきましては、今までは0.8%ということ以轻減があったものが、ちょっと厳しくなしまして1%の税率がかかっていくという形になります。それ以外の環境性能等の基準値の車につきましては、全て2%の税率という形になっております。

○永田公由委員 今のに關係するんですけどね、徴収方法が申告納税という形になってますけど、これは業者側がやるわけですか。それとも買った人が自主的に申告するわけですか。

○税務課長 今までの具体的な取り扱いにつきましては、県税という形で行ってきておりますので、具体的な内容はわかりませんが、基本的には取扱者、基本的にはディーラーさんとか、そういった部分が申告しているものと考えておりますが、済みません、こちらの部分については、まだいろんな部分が移行してきておりませんので、今後となってまいります。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 塩尻市消防委員会条例を廃止する条例

○委員長 それでは、次に2号、3号の関係でございますが、ただいま大門五番町の火災がございまして、消防防災課出勤中でございます。そのため、後ほど審査をしたいと思っておりますので、御了承をいただきたいと、こういふふうに思います。

議案第4号 塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、次に議案第4号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○庶務課長 それでは、議案関係資料の33ページをお願いします。議案第4号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例をお願いいたします。提案理由でございますけれども、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が、平成29年5月30

日から施行されることに伴いまして、必要な改正をするものです。

概要でございますけれど、いわゆるマイナンバー法が改正されまして、そのうち情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の連携について、新たな事項が追加となりましたので、その内容は既に定められている法定の情報連携の例外として、各市町村が独自に条例で定めた情報連携を加えるという法改正がされたことによります。これによりまして、その部分を引用しております本市の塩尻市個人情報保護条例を改正するというものでございます。

条例施行は、29年5月30日とするものです。

それでは、34ページをお願いします。新旧対照表にて御説明いたします。最初に2条第6号の改正でございますけれど、情報提供が行われた際に保有する記録について、先ほど申し上げました独自連携の部分を加えるというものでございまして、本市におきましては、現在のところ本市の条例で独自に定める事務がないため、本市からこの条例で定めた独自事務を他の自治体に照会することはございませんが、他市から照会を受けるということとは考えられます。

次に28条の3第2項の改正でございますけれど、この第2項はどういうものかと言いますと、保有個人情報の訂正決定があった場合には、訂正通知の通知をすると定めた条でございます。この中にも独自連携の規定として条例事務関係の照会者というものを加えるものです。

次に29条の第1項第1号のエの部分でございますけれど、これにつきましては、番号法第28条が改正により第29条となったため条ずれを手当てするものでございます。以上でございます。よろしくをお願いします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありませんか。

○永田公由委員 ちょっとわかりにくいところがあるんだけど、要は情報照会者とか、条例事務関係情報照会者、それから情報提供者というのは、いわゆる自治体を指すわけ。

○庶務課長 照会は自治、国、県、市、他の自治体が照会者となりますし、回答者も同じように国、県、市が回答者になるということになります。

○永田公由委員 警察は。

○庶務課長 国の規定する中にですね、いわゆる国の法案の中でこのマイナンバーを利用できる項目が事細かに定められておるんですけど、現在このマイナンバーは、利用できる分野が社会保障と税と防災の分野に限られておりますので、現状では公安委員会は照会できないということになります。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第4号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第5号 塩尻情報プラザ条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第5号塩尻情報プラザ条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○情報政策課長 それでは、議案第5号につきまして、塩尻情報プラザ条例の一部を改正する条例の御説明を申し上げます。提案理由といたしましては、にぎわい屋外シアターを廃止することに伴い、必要な改正をするものです。これは、情報プラザ建設時に1つの機能としてあるものでございますが、現在は駐車場として使っている場所の土地でございます。直接的な理由につきましては、インキュベーションプラザの周辺の整備に伴うもの、それから機器の老朽化に伴うものが直接的な理由でございます。

概要につきましては、にぎわい屋外シアターに係る規定を条文から削除するものでございます。条例の新旧対照表を後で御説明をいたします。

条例の施行等でございますが、施行日平成29年4月1日から施行する予定をしております。

それでは見開きの右のほうの塩尻情報プラザ条例新旧対照表につきまして、御説明をいたします。現行の条文第6条、7条、8条、9条、10条につきましての中の関連の、にぎわい屋外シアターに関連する事項を削除いたします。

それから別表の10条関係でございますけれども、表にある利用料につきまして、にぎわい屋外シアターの関連部分の表の削除を行うものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○永井泰仁委員 このにぎわい屋外シアター廃止に伴っての、何か市民からの意見だとか、何か代替をまた考えるとか、そういうようなことはなかったですか。これは何か審議会か何かに諮って、一応の了承を得てこういう形になったのか、その辺はどうでしょうか。

○情報政策課長 利用の状況でございますけれども、2000年、平成12年に設置をいたしましたわけですが、最初ミレニアムイベントをですね、年末から年明けにかけてのイベント、またはタイムカプセルを埋設するイベント、それからノーベル賞の受賞者を招きまして、学校別に一斉にバラバラで全市内にある小学校と授業を行ったとか、いろいろあったわけなんですけれども、現在については機器が老朽化をいたしまして、だんだんと利用のほうが低迷してというか、ハロウィンパーティの利用などをだんだんとやってまいりましたけれども、現在では利用がないということで、現状は駐車場として利用をさせていただいています。その駐車場の利用として、今後はSIP塩尻インキュベーションプラザの周辺の整備につきまして、そちらに建設を予定しておりますので、駐車場の利用について市営駐車場にこちらを使ってくださいというような形で行き来するようになっておりますので、特段利用についての不便さというのはないと思います。また、協議会というのがございまして、都度開いておりますけれども、たまたま急な形で拠点整備というようなことでありましたので、来年早々に報告という形をお願いをしてみたいと思っております。以上です。

○永井泰仁委員 例えば、議会で廃止しちゃってから報告じゃ、何か蚊帳の外にされたような気もするんで、本当はやっぱりそういう利用者の会なり何なりもね、ある程度了解をとるような形でやってもらったほうが、市の御都合主義だけという形にならないと思うんで、その辺のところは、今後えらいもめないようにしっかり議会を経ずにやってください。要望でいいです。

○柴田博委員 にぎわい屋外シアターと言った場合には、駐車場として使っていた広場と、あそこ大きなモニターというか、スクリーンというかがありましたよね。それも含めてだと思うんですけど、その辺については、これが決まれば撤去するという事なんですか。

○情報政策課長 土地の利用につきましては、整備する拠点の用地、それから機器につきましては撤去をいたします。

○委員長 ほかにどうですか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号塩尻情報プラザ条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第14号 財産の無償貸付けについて

○委員長 次に、議案第14号財産の無償貸付けについてを議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案関係資料で御説明いたしますので79ページをお願いいたします。議案関係資料の79ページでございます。議案第14号財産の無償貸付けについてをお願いいたします。

提案理由でございます。財産を無償で貸し付けることにつきまして、地方自治法の規定によりまして、議会の議決をお願いするというものでございます。この貸し付けの財産でございますけれども、檜川地区の小学校の統廃合によりまして普通財産となりました旧贅川小学校の土地、建物でございます。実は補助金の適正化法の制限がございまして、これを有償とした場合には補助金の返還、それから起債の繰上償還、補償金も取られます。こういったことがございますので、議会の議決をいただきまして平成19年4月から10年間の無償の貸付契約を締結していたというものでございます。それが、この3月をもちまして契約満了となりますので、引き続き無償で貸し付けるということとしたいというものでございます。この貸付財産の中の土地でございます。面積が9,655平米でございます。ここには書いてございませんけれども、現在の貸付面積が1万88平米でございます。これ減っておりますのは、実は学校用地の山側ののり面に県が急傾斜地崩壊対策を行います。斜面のところに土留め工、構造物ができますので、そこを分筆して県に無償譲渡するという事によって、面積が減るというものでございます。それから建物につきましては、ごらんのとおりでございます。校舎、屋内運動場、付属建物、ごらんのとおりで、合計で2,933平米の建物を貸し付けるというものでございます。(2)の相手方につきましては、学校法人松樹学園でございます。(3)の貸付期間につきましては、平成29年4月1日から平成33年3月31日までということで、4年間としてございますけれども、この4年といたしましたのは、先ほど申しました補助金適正化法による処分制限がございまして、これが鉄筋コンクリート造の場合は60年、それから木造の場合は24年ということでありまして、この33年3月をもって24年を経過いたします。それから土地につき

ましても起債の償還が終了いたします。したがって、それ以降は無償ではなくて一部有償とすることができ
ますので、今回は4年間の無償貸付としたいという内容でございます。(4)の貸付目的につきましては、従来ど
おり理学療法士の養成施設の用に供し、地域経済の活性化を図るというものでございます。以上でございますので、
よろしく願いいたします。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆様から質問はございませんか。

○**永田公由委員** わかったらでいいんだけど、今ここ自体は、生徒数なんかはどんな様子ですか。

○**財政課長** 教職員と生徒がいるわけですけども、生徒数につきましては、平成27年の時点で110人の生
徒数でございます。それから平成28年の時点で105人となっております。大体百数十人で推移をしてきて
いるという状況でございます。

○**副委員長** 財産の無償貸付について、市としての条件というか規定があると思うんですけども、そのどこに
該当しているのか。何たら学園の問題もあるんで、今、全国的に、まずははっきりしておいたほうがいいと思う
んで、その点について教えてください。

○**財政課長** 国、県、あるいは公共的団体については、無償貸付については条例でできることになっております
けれども、それ以外については議会の議決を経て無償、あるいは減額で貸し付けるということになっております
ので、この法人については、無償での貸し付けをする場合は、議会の議決は必要だということで御提案をしてい
るものでございます。

○**副委員長** 違う、違う。無償貸付を市がするんで、こっちに諮ってきて、市が議会で認めるっていう話になる
んで、そのときに市側として無償で貸し付ける理由をお聞きしてる。

○**財政課長** これについては、先ほど申しましたけれども、どうしても補助金の適化法という縛りがございます。
これを有償で貸し付けた場合は、例えば今の時点で申し上げますと、補助金の残がまだ残っております。今、例
えば有償で貸し付けをするという判断をした場合は、国庫金の返還額というのが1億9,000万円余の返済を
しなければいけない、国庫金を返さなければいけないということもございまして、起債の残高もまだ6,600
万円余の残高が残っておりまして、これを有償で貸し付けるということになりますと、これを繰上償還し、さら
に利子が今後の分500万円ほどありますけれども、それに若干の軽減率を掛けたものが補償金として取られる
ということがございますので、これについては総体的に判断をし、10年前のときの議論もそうございました
けれども、これについては、有効活用するためには当分は無償で貸し付けをし、活用をして空き家の状態を解消
して活用を図っている。地域経済にも活性化を図りたいという趣旨での無償貸付でございます。

○**副委員長** 文教施設で貸し付けだった、当時のね、経過はありますし、そこに適化法が絡んでくるというのは
わかるんですけども、ほかにも市の財産を無償で貸し付ける場合が出てくる場合もあると思うんで、その規定
というのはありましたよね。それは今いろいろ話題になってるんで、しっかりしておいたほうがいいと思います
し、その中の心得によって、それとこの適化法が絡んでくるので、そういうことですよというひとつ明快な説明が
できるようにしておいてもらいたい。

○**財政課長** 大変失礼しました。基本的には、有償で財産については活用をする。貸し付けをしたり、あるいは
売却をしていくという方針は、これは公共施設総合管理計画の中でも方針としては明確にしておりますので、財
産を有効に活用して有償で貸し付けをし、あるいは売却して処分をしていくということでございます。それが原

則でございますので、よろしくお願いいたします。

○柴田博委員 4年後ですけれども、その制限の期間が終了した場合には、当然有償で貸し付けるようになると思うんですけれども、その辺は相手側とは話は進めているんでしょうか。

○財政課長 今回の継続についても先方のほうの意向を聞きましたけれども、今後とも継続して使わせてもらいたいという意向でございます。有償という話もしてございますので、その時点でもまた協議をし、適正価格で貸し付けをしていくということになろうと。それについては、また議会とも御相談をしたいと思っています。

○委員長 今、地域経済についてということだったんですが、ここを卒業した人はどんな状況か、何人ぐらいいて、どんなような職について、大体この地域にどのくらいの人が就職されているか、そこら辺わかったら教えてください。

○財政課長 大体の卒業生が資格を取得をして、周辺のところに就職をしているという状況でございます。実際に地域経済の活性化ということですが、大概が塩尻周辺、あるいは松本地域もありますけれども、そこから車で通勤をし、流動人口はこれだけ生まれているという状況でございます。その就職先も今のところ、この中信地域を中心に就職をされているということでございます。卒業生の大半は、この周辺へ就職をしているという状況でございます。

○委員長 何人くらい卒業されていますか、今。

○財政課長 年々違いますけれども、27年の卒業生が33人でした。そのうち就職した方、これは判明している方ですけれども、26人が就職をしたということは伺っております。

○委員長 ありがとうございます。それでは、いいですか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号財産の無償貸付けにつきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

11時5分まで休憩をとりたいと思います。

午前10時54分 休憩

午前11時03分 再開

○委員長 それでは、休憩を解きまして、再開をさせていただきます。

総務部長ですが、都合によりまして欠席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第16号 平成29年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、

9 日後期高齢者医療運営費及び4 項国民年金事務費、4 款衛生費中（1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費、2 目予防費、3 目保健対策費、4 目母子保健指導費、6 目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2 項清掃費 1 目し尿処理費を除く）、9 款消防費、1 2 款公債費、1 3 款予備費、第 2 条債務負担行為、第 3 条地方債、第 4 条一時借入金、第 5 条歳出予算の流用

○**委員長** それでは、議案第 1 6 号平成 2 9 年度塩尻市一般会計予算について議題といたします。慣例によりまして歳出から説明をさせていただきますが、たくさんありますので区切って行います。初めに歳出 1 款議会費 7 2 ページから 2 款総務費 6 項監査委員費 1 3 1 ページまでの説明を求めます。先ほどお話ししましたように消防防災課の関係でございますが、1 1 2 ページから 1 1 5 ページありますが、これと 2 款の総務費の関係と消防防災費につきましては、説明は後ほどにさせていただきますので、御了承をいただきたいと思います。それでは、説明をお願いいたします。

○**人事課長** 歳出の件費の説明方法につきまして、まず最初に説明をさせていただきます。各課共通で当該科目ごと説明欄に一般職の正規職員につきましては職員給与費として、嘱託員につきましては嘱託員報酬として、臨時職員につきましては臨時職員賃金として、それぞれ計上してございます。原則として、各課からの説明は省略させていただきます。以上でございます。

○**議会事務局次長** それでは、1 款議会費、予算書の 7 2、7 3 ページをお願いいたします。1 款議会費の本年度予算額の総額につきましては、1 億 9, 9 3 7 万 3, 0 0 0 円で、前年度対比 1 0 0 万円余の減額となっております。減額の主な要因は、議員共済費負担率の改定によるものであります。

7 3 ページの説明欄、1 つ目の白丸、特別職給与費 1 億 5, 6 0 9 万 5, 0 0 0 円は、議員に係る報酬、期末手当等でございます。

白丸 1 つ飛びまして、議会活動費 1, 5 8 7 万 4, 0 0 0 円中、上から 7 つ目の黒ボツ、費用弁償 2 9 2 万 7, 0 0 0 円につきましては、常任委員会の行政視察に係る旅費等でございます。その 4 つ下の黒ボツ、印刷製本費 2 8 2 万 7, 0 0 0 円につきましては、議会だよりの発行に係る費用等でございます。議会費については、以上であります。

○**人事課長** それでは、7 6、7 7 ページをお願いいたします。総務費の関係でございます。まず 7 7 ページの上から 2 つ目の大きな丸、特別職給与費でございますが、こちらは市長、副市長の給与、また手当等の関係でございます。

1 つ飛びまして、人事事務諸経費でございます。2 つ目の黒ボツ、消耗品費でございますが、昨年よりも 5 0 万円余増加してございます。これにつきましては、職員証の更新を新年度で図りたいと。職員証を導入してから 1 0 年が経まして、全職員に対しまして更新をしまいたいというものが 1 つ。そして、事務用の回転椅子の壊れているものがございまして、その関係の購入する消耗品費でございます。4 つ飛びまして、人事給与システム使用料でございます。こちらにつきましては、昨年度よりもかなり減額となっておりますが、2 8 年 1 0 月から 5 年のリース契約を富士通さんと結びまして、使用料を計上するものでございます。以上でございます。

○**庶務課長** 続きまして一番下の白丸、法制執務費 7 0 4 万 3, 0 0 0 円について、主な内容を説明いたします。最初の情報公開・個人情報保護審査会委員報酬 3 万 4, 0 0 0 円は、塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づいて設置する審査会の委員 5 人分の報酬でございます。その下の 3 万 4, 0 0 0 円は、塩尻市行政不服審

査会の委員5人分の報酬でございます。2つ下の消耗品費、197万1,000円は、法令集の追録代でございます。79ページをお願いします。2つ下、例規管理システム委託料329万円、この内訳は、システムの利用料が150万3,000円余、それから例規の更新作業代が170万8,000円余の合計額となっております。

次の白丸、文書事務費3,690万5,000円の主なものでございますけど、2つ下の消耗品費、444万7,000円は、印刷機用のインク及びプロッター用の消耗品代で254万8,000円余でございますし、印刷用紙及びコピー用紙で184万7,000円余などの合計額となっております。3つ下の郵便料2,937万1,000円は、市から発送する郵便物等の郵送料でございます。3つ下、印刷機等使用料158万3,000円でございますけれど、高速印刷機1台、それからプロッター1台、丁合機1台、紙折り機1台の使用料でございます。

次の白丸、平和祈念事業73万9,000円でございますけど、上から3つ目、費用弁償58万1,000円でございますが、ヒロシマ青少年平和の集いと平和祈念式典へ参加する、市内の各中学校の生徒の旅費等の費用弁償でございます。

次の白丸、庁舎施設管理費6,626万4,000円でございますが、6つ下に電力使用料1,728万5,000円及び、その下の上下水道使用料193万2,000円は、本庁舎の電気及び上下水道使用料でございます。4つ下、電話料726万8,000円は、これは市役所からの電話料金でございます。次に81ページをお願いします。4つ下に庁舎管理業務委託料856万1,000円がございますけど、これは庁舎の日常清掃、それから定期清掃、それから外部の外面のガラス清掃、それから空気環境測定、水質検査等の委託料等でございます。そこから9つ下、電話交換業務委託料683万7,000円は、これは外部から市役所に着信した電話を各課に取り次ぐ電話交換業務の委託料でございます。7つ下に電話交換機借上料303万2,000円がございますけれど、これは平成28年1月に更新いたしました電話交換設備のリース料でございます。

次の白丸、車両管理諸経費1,859万1,000円でございますけど、2つ下の燃料費315万5,000円は、公用車のガソリン及び軽油の代金でございます。その下、車両修繕料180万3,000円は、庶務課の所轄いたします公用車の車検料等の金額でございます。7つ下に自動車等借上料1,135万1,000円がございますけど、これは庶務課が所轄いたします公用車9台分のリース料と、民間会社からの大型バスの借上料となっております。

83ページをお願いいたします。白丸、紙のタイムマシン活用事業734万7,000円の主なものでございますけど、最初の消耗品費117万2,000円は、紙を再生するに当たり必要となる消耗品でございます。2つ下、古紙再生機使用料542万4,000円は、2台分のリース料金でございます。

次の白丸、契約事務諸経費486万1,000円の主なものは、この欄の一番下から2つ目、財務会計システム使用料352万6,000円でございます。そして、本市に導入された財務会計システムのうち契約管理業務にかかわる部分のリース代金でございます。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 次の白丸になりますけれども、固定資産評価審査委員会費でございますが、これにつきましては、固定資産税課税台帳に登録された価格への不服を審査、決定するために設置された委員会の運営に係る費用となります。以上です。

○秘書広報課長 続きまして、2目秘書広報費になりますが、83ページ、秘書事務諸経費747万円ちょうど

になりますが、初めの黒ポツ、市長表彰等記念品代でございますが、こちらのほうは11月3日実施予定の市長表彰式による記念品代と義務教育9カ年皆勤者の記念品代でございます。次の黒ポツ、普通旅費283万1,000円につきましては、市長、副市長、それから随行運転職員の出張旅費でございます。それから、その次の黒ポツ、交際費になりますが120万円ちょうど、こちらは市長の対外的な活動、交際の経費でございます。次のページおめくりをいただきまして、85ページをお願いいたします。上から4行目、5行目になりますが、全国市長会負担金、県市長会負担金、こちらのほうにつきましては、全国県市長会の運営費につきまして、市の規模に応じた負担金でございます。それから1つ飛びまして黒ポツ、信州塩尻会事業補助金30万円でございますが、こちらのほうは、東京、名古屋、関西塩尻会の通信運搬費、会場費等でございます。

次の白丸、都市交流事務諸経費でございますが、こちらのほう1つ飛びまして黒ポツ、有料道路等使用料16万9,000円につきましては、姉妹都市訪問に伴う有料道路代でございます。1つ飛びまして黒ポツ、都市交流協会補助金10万円でございますが、こちらは、都市交流の親善交流事業に伴う経費に対する協会への事業補助金でございます。

それから、次の白丸、広報広聴活動事業3,710万9,000円になりますが、こちらのほう初めの黒ポツ行政チャンネル放送番組審議会委員報酬2万4,000円でございますが、行政チャンネル番組審議会における委員報酬7人分でございます。9行下に飛びまして、印刷製本費になりますが、こちらのほう1,178万2,000円になりますが、広報しおじりの1回当たり2万2,600部の印刷製本費が主なものになります。こちらのほうは昨年度と言いますか、28年度から継続して毎月1回発行によります広報しおじりの市民に対する情報提供の部分の印刷製本費でございます。それから4つ飛びまして有線テレビ広報事業委託料794万9,000円につきましては、こちらのほうは行政チャンネルの業務委託料、それからテレビ広報事業の業務委託料になります。それから次の黒ポツ、広報配送仕分作業委託料103万7,000円、それからその次の広報配布委託料277万6,000円につきましては、広報しおじりの配布、仕分等に対する委託料でございます。それから2つ飛びまして黒ポツ、ホームページリニューアル業務委託料421万2,000円につきましては、現在ホームページにつきましては、昨年度から5年間のリース契約中でございますが、トップページのみデザインが平成23年から変更がないということで、時代に合ったリニューアルということで、コンパクトにデザインの変更を考えております。それから、次のページをおめくりいただきまして、87ページお願いします。最初の黒ポツ、ホームページ管理システム使用料348万9,000円と緊急メールシステム使用料273万5,000円につきましては、システムの導入と利用運用に対する利用料でございます。それから次の黒ポツ、備品購入費10万4,000円につきましては、広報用のカメラの購入と行政チャンネルのデータ保存によるハードディスク代でございます。以上であります。

○会計管理者 それでは、同じページ3目会計管理費になります。上の白丸、会計事務諸経費でございますが、総額1,386万円余でございます。主なものといたしまして、3つ目の黒ポツ、印刷製本費144万9,000円につきましては、一般会計、特別会計決算書等の印刷にかかわる経費、また納入通知書等の印刷経費でございます。2つ飛びまして電算機器使用料143万7,000円、さらに1つ飛びまして黒ポツ、財務会計システム使用料につきましては、財務会計事務処理全般にかかわります機器の使用料になります。

次の白丸、公有財産売却事業7万2,000円につきましては、新規事業といたしまして、使用する見込みの

ない公有財産の備品、主に車両になりますけれども、こちらを公売するために要する経費でございます。28年度よりヤフー官公庁オークションを使用いたしまして、試行的に車両の公売をいたしてきております。29年度より本格的に稼働する予定でございます。以上、出納事務等にかかわる経費でございます。

○財政課長 続きまして、4目財政管理費450万円余でございます。こちらにつきましては、財政係に係る経費でございます。左から3列目に前年度比較208万6,000円の減となっておりますけれども、これは前年度は新地方公会計のシステム構築の経費200万円が計上されていたことによるものでございます。

それから、次の5目財産管理費、2つ目の白丸の財産管理事務諸経費でございますけれども、これにつきましては、おめくりいただきまして、次のページの説明欄5つ目のポツでございます。全国市有物件災害共済会分担金666万5,000円でございますけれども、これにつきましては、庁舎、それから学校等の建物火災保険、それから公用車の自動車保険の掛金でございます。それから1つ飛んで、特殊建物定期報告委託料の278万円余でございます。これは建築基準法によります定期点検でございます。29年度につきましては、小中学校等19件を実施する経費でございます。それから、下から3つ目に土地等賃借料の黒ポツでございます。3,920万円余と。これにつきましては、職員駐車場、あるいは保育園用地など96件に係る賃借料を計上するものでございます。

次の白丸の基金積立金でございます。これは利子の積み立てのほかずっとでございます。下から6つ目くらいのところに森林環境保全基金元金積立金3,200万円。それから1つ飛びまして、知恵の交流基金元金積立金で2,600万円でございます。こちらにつきましては、ふるさと寄附金のうち寄附者の意向に沿って活用するために、それぞれ基金に積み立てるというものでございます。財産管理費は、以上でございます。

○企画課長 おめくりいただきまして、6目企画費でございます。本年度合計1億1,900万円余でありまして、前年度比較3,400万円余の増であります。後ほど御説明いたしますふるさと寄附の謝礼品の増等による理由でございます。

説明欄の一番上の白丸であります。企画調整事務費283万円余でございますが、1つ目のポツ、公の施設指定管理者選定審査会委員報酬ほか、必要な事務経費を計上したところでございます。

2つ飛んでいただいて一番下の白丸であります。シティプロモーション事業6,716万円余であります。主なものにつきましては、上から3つ目のポツであります。寄附謝礼品4,200万円でございます。歳入でふるさと寄附金1億4,000万円見込んでございます。本市におきましては過度な返戻割合とならないように歳入の3割堅持をしております。1億4,000万円の3割4,200万円を計上したところでございます。同じく寄附金関係の下から3つ目のポツであります。ふるさと寄附業務委託料872万円でございます。返礼品の送付等業務委託するところでございますし、その下のポツでありますポータルサイト特設案内使用料130万円余であります。我が国最大のふるさと寄附紹介サイト、ふるさとチョイスへの掲載料等になります。おめくりいただきまして、説明欄一番上の黒ポツでありますシティプロモーション推進事業負担金500万円、これは関連団体等で構成をいたしますシティプロモーション活動協議会に拠出をいたしまして、子育て世代、若者といったメインターゲットに本市の魅力を効果的に訴求するものであります。

次の白丸であります移住定住促進事業であります。上の2つの黒ポツであります。地域おこし協力隊の隊員の報酬、移住定住コーディネート業務委託料、これは塩尻市振興公社の空き家コーディネーターを核に地域おこ

し協力隊員がともに空き家の利活用を推進をするものでありまして、3つ下のポツであります移住促進事業負担金500万円ではありますが、本年度から開始をしてございます。アパート等に転入をした若い夫婦を対象にウェルカムギフトと呼んでおりますが、特産品をプレゼントしております。本市のよさを体感をしてもらう事業でありますし、その下の住宅ストック活用事業補助金、これは空き家のリフォーム、除却を支援をする補助制度でありまして、併せまして移住定住の促進を図ってまいります。

その下の白丸であります民間活力導入事業250万円。リクルート、ソフトバンク等の大手企業と連携をいたしまして、本市の若手、中堅職員が地域課題解決の解決策を企画、立案をするMICHIKARAプロジェクト、これに関する経費であります。

次の白丸、次期中期戦略策定事業、新規事業でございます。280万円余でありまして、30年度からの3カ年の第2期中期戦略策定にかかわる経費であります。以上でございます。

○情報政策課長 それでは、引き続きまして情報開発費7目につきまして御説明いたします。右のほうの説明欄を使いまして説明をしたいと思っております。最初の白丸、住民情報等電算システム管理事業ということで622万円。これはマイナンバー関係を含みます住民記録等の経費でございます。

次の白丸、行政情報等ネットワークシステム整備事業ということで、6,208万1,000円でございます。これは庁内の内務事務等の経費でございます。主な経費といたしましては、2つ目の黒ポツ、パソコン等使用料1,980万余、次の黒ポツ、電算機器使用料ということで3,463万2,000円でございます。

次の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業でございます。9,047万8,000円でございます。これは塩尻情報プラザの運営経費でございます。主な事業の内容といたしましては、次のページをごらんいただきまして、上から2つ目の黒ポツ、指定管理料でございます。これは指定管理業者NTT東日本一関信越という株式会社に7,020万円で指定管理料をお支払いする。また、それから2つ目のパソコン等使用料で663万2,000円でございます。

1つ飛ばしまして、2つ目の分散型無線ネットワーク事業でございます。399万円でございます。無線センサーネットワークの保守等の経費でございます。

その次、グループウェアシステム運用事業でございます。これは947万9,000円、庁内等の情報共有を図るためのソフトウェアの運用経費でございます。

1つ下の白丸、印刷管理システム運用事業ということですが、361万2,000円。これは、全庁で行っております印刷管理システムの情報政策課分として、これだけ見込んでございます。

次の白丸、オープンデータ活用事業でございますが、330万円。これは市が保有するオープンデータを活用した住民サービスの展開を目的にございます事業でございます。

次の白丸、情報セキュリティ運用事業でございます。956万5,000円、これは、サイバー攻撃によるセキュリティの脅威から情報を守るということで、特に総務省から県の管理を含めて運用せよということですので、3つ目の黒ポツに、特に長野県セキュリティクラウド運用負担金として、新たに長野県のまとめるインターネットへの接続をクラウドを通じて行うための経費として、212万9,000円が新たに加わってございます。

次のページにまいります。白丸、ICT人材育成事業でございます。400万円、これはICT教育先進地実現に向けたICT教育を行うための経費でございます。以上でございます。

○地域振興課長 続きまして、8目地域づくり振興費をお願いいたします。説明欄の白丸、地域づくり事務諸経費129万3,000円につきましては、地域づくり系の事務にかかわる費用でございます。

次の白丸、行政連絡諸経費4,605万8,000円は、市内66区の区長さんに行政連絡長を委嘱いたしまして、市と区間の連絡調整を図っていただく活動費でございます。最初の黒ポツ、行政連絡長66人分の報酬2,964万円余、それから下から2つ目の行政連絡委託料1,498万円につきましては、行政連絡活動費及び広報等の配布に係ります委託料でございます、区ごとの世帯数に応じてお支払いをするものでございます。

次の白丸、コミュニティ活動支援事業の最初の黒ポツ、ふれあいのまちづくり事業補助金349万3,000円につきましては、各区が実施をいたします地域の活性化ですとか、安全確保等を図ります事業に対しまして、10件に対する補助金でございます。次の集会所改修事業補助金301万5,000円につきましては、地区の集会所等の改修事業につきまして、世帯数に応じて限度額がございますけれども基本といたしまして、事業費の2分の1を補助するものでございます。

次の白丸、防犯灯管理事業につきましては、LED防犯灯設置改修補助金といたしまして450基分615万円、前年度比で408万円の増となっております。この防犯灯設置改修につきましては、例年地域からも強い要望をいただいておりますし、議会のほうからも大変強い要望をいただいておりますので、各区等からの要望に沿って、今年度予算を計上させていただきました。また、人家からおおむね100メートル以上離れた場所に設置されております指定防犯灯の電気料の補助といたしまして、736基分200万4,000円を計上させていただきました。

次の白丸、地域活性化プラットフォーム事業の一番下の地域活性化支援事業交付金560万円につきましては、地域課題を解決するために支所を単位とした地域が主体的に取り組む事業に対しまして、事業執行に必要な交付金を交付することとしておりまして、7地区に対しまして、事業の内容によりまして20万円から100万円を交付するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、98、99ページをお願いいたします。9目支所費でございます。説明欄の白丸、片丘支所管理運営費から107ページの榎川支所管理運営費まで支所ごとに計上してございます。全て各支所の通常の維持管理、あるいは支所業務の運営に関する経費でございますので、私のほうからは特徴的なもののみ御説明を申し上げます。

2つ目の白丸、広丘支所管理運営費でございますが、平成30年度の北部地域拠点施設の建設に先立つ、現施設の解体に伴いまして、支所及び公民館機能を旧勤労青少年ホームへ一時移転するために必要な施設の整備の改修を行うこととしておりまして、上から9つ目の黒ポツ、営繕修繕料297万円余のうち移転先の支所窓口改修に係る費用といたしまして276万円と、次のページの2つ目の黒ポツ、設備移転工事費といたしまして住民基本台帳システム及び防災無線設置の移転工事に係るものといたしまして687万4,000円を計上させていただきました。

次の白丸、宗賀支所管理運営費でございますが、上から8つ目の黒ポツ、営繕修繕料47万9,000円は、支所内のトイレの入り口の引き戸を改修し、バリアフリー化を図ること。それから外階段の塗装、修繕に係る費用でございます。

次の白丸、北小野支所管理運営費でございますが、下から7つ目の黒ポツ、営繕修繕料144万1,000円

は、和室の畳がえ、それから外回りの雨水ます、下水ますのかさ上げ、アスファルト修理、それから外壁のひび割れの修理、及び外壁の塗装などの修繕費が主なものでございます。

ページをおめくりいただきまして、103ページお願いいたします。白丸、洗馬支所管理運営費でございますが、上から9つ目の黒ポツ、備品修繕料46万4,000円でございますが、これは農産加工室の攪拌機が購入から24年が経過をしたことに伴いまして老朽化をしております、部品の交換をするなどをして修理をいたします。そして、機器の延命化を図るという、そういう費用が主なものでございます。下から2つ目の備品購入費31万9,000円は、営農研修室及び健康相談室のFF式の石油暖房機の取りかえに係るものでございます。

さらにページをおめくりいただきまして、105ページでございますが、白丸、吉田支所管理運営費でございます。一番下の黒ポツの樹木管理委託料29万4,000円につきましては、地区センター南側の桜の木の枝が大変伸びまして、道路ですとか建物の上に張り出すようになったために支障木の枝打ちを行うものでございます。

もう1ページめくっていただきまして107ページでございますが、白丸、檜川支所管理運営費の上から7つ目の上下水道使用料、これ檜川簡易水道が市の上水道事業に統合されることに伴いまして、料金体系の変更によりまして、15万円余の増額となるものでございます。支所費につきましては、以上でございます。

○市民課長 それでは、次のページをお願いいたします。10目の生活支援対策費でございます。1つ目の白丸には、嘱託員報酬といたしまして、消費生活専門相談員とシチズンサポーターの報酬が含まれております。なお、消費生活相談の経費につきましては、この専門相談員の報酬と、その他関連する事務費分が県補助金として交付されております。

2つ目の白丸、消費・生活支援対策事業の主なものでございますが、3つ目の黒ポツになりますが、法律・特設合同相談員謝礼112万円余でございます、定例の法律相談など弁護士の謝礼でございます。あと消耗品費94万円ございますけれども、こちらにつきましては、28年度に引き続きまして特殊詐欺被害を防止する電話機に設置する機器の購入を含んでおります。私からは以上です。

○地域振興課長 続きまして、11目交通安全対策費をお願いいたします。説明欄の白丸、交通安全対策事業諸経費でございますが、上から4つ目の長野県民交通災害共済会費徴収報償金102万円は、一般会員の取りまとめ分といたしまして、1人当たり30円を該当区に支払うものでございます。その2つ下の消耗品費82万円余でございますが、例年実施をしております新入小中学生への黄色い帽子、あるいは反射材の配布のほか、75歳になられた方への反射材たすきの配布に係るものなどに係ります消耗品でございます。なお、高齢者の反射材たすき配布につきましては、交通安全協会との共同事業ということで、2分の1の負担で行っているものでございます。ページをおめくりいただきまして111ページ、最初の黒ポツ、交通安全教室等委託料558万円でございますが、こちらは高齢者や市内の保育園、幼稚園、小中高等学校等で行っております交通安全教室の開催ですとか、下校時の街頭指導等に対します委託料でございます。下から2つ目の黒ポツですが、塩尻交通安全協会負担金200万円がございまして、先ほど申し上げました高齢者向けの反射材たすきの配布事業のほか、交通安全協会が主となって地域の支部の役員もかかわって、各地域において高齢者向けの交通安全教室を開催するなど、交通安全啓発活動に努めていただいております。

続きまして12目輸送対策費でございます。説明欄最初の白丸、輸送対策事業9,422万円余でございますが、上から10番目くらいのところですかね、黒ポツの車両修繕料130万1,000円は、地域振興バスの檜

川線として使用しております地域振興バスと課持ちの公用車の車検等に係る修繕費でございます。そこから5つほど下の黒ポツ、地域振興バス運行委託料8,947万円余は、市内の10路線を2つの会社に運行委託しているものでございまして、檜川線を大新東株式会社、それ以外の9路線をアルピコタクシー株式会社に委託しております。来年度は平成30年度のダイヤ改正に向けた準備と国庫補助金の減額に伴う委託料の増額等で117万円余の増額となっております。

次の白丸、駅前駐輪場等管理事業でございますが、みどり湖駅前広場のトイレの上下水道使用料ですとか、清掃委託料のほか、次の113ページ、駐輪場管理委託料44万5,000円、広丘駅の東西にございます駐輪場の管理にかかわる委託料が主なものでございます。以上でございます。

○人事課長 次に13目職員厚生費をお願いいたします。1つ目の丸、嘱託医報酬36万円でございますが、こちらは嘱託医の報酬1人分でございます。こちらにつきましては、労働安全衛生法の規定によりまして、50人以上の職場については設定義務がございまして、田村内科医院の院長先生をお願いをしているものでございます。

次の丸、職員健康管理・福利厚生費1,223万円余でございます。5つ目の黒ポツ、メンタルヘルスカウンセリング委託料でございます。28万円余の増でございますが、こちらにつきましては、定期面談といたしまして月2回5人ずつ行っている定期面談がございまして、これに対しまして、例えば今年度につきましても、新規採用職員とか、あるいは職場によっては全職員をお願いをするといったような事例がございまして、なかなか賄えないという状況がございました。それによりまして、定期面談にプラスいたしまして随時面談として、新規採用職員、さらに今年度から始まりましたストレスチェックの結果で高ストレスと言われた方、あるいは休職者の復帰支援ということで随時面談の者を増とさせていただいたものでございます。次の黒ポツ、職員健康診断等委託料でございます。集団ヘルススクリーニングとか、循環器系健診を委託するものでございます。次の黒ポツ、ストレスチェック調査分析業務委託料でございます。こちらにつきましては、今年度初めてストレスチェックを行いました。これは毎年義務化しておりますので、新年度におきましてもストレスチェックを行ってまいりたいというものでございます。なお、ストレスチェックにつきましては、通常の職員それぞれのストレスチェックのほかに、新年度につきましても、職場の集団分析を行ってまいりたいということでございまして、内容的には増となっております。なお、職場のストレスチェックは10人以上の職場ということになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に14目職員研修費1,752万円余でございます。2つ目の黒ポツ、特別旅費でございます。こちらにつきましては、県等への職員を派遣している関係の特別旅費でございます。2つ飛びまして、研修委託料450万円余でございますが、こちらは職員の一般研修、あるいは特別研修の委託料でございます。その下、職員採用試験事務委託料でございますが、新規採用職員の試験業務、あるいは適性検査、こういったものの業務を委託するものでございます。以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長 それでは、118、119ページをお開きください。17目公平委員会費でございますけれども、これにつきましては、職員の勤務条件に関する措置要求の審査判定及び職員への不利益処分に関する審査請求に係る決定等をするために設置された公平委員会の運営に係る費用になります。以上です。

○税務課長 同じページ、2項徴税費2目賦課徴収費であります。最初の白丸の賦課事務諸経費1億767万5,000円につきましては、課税に係る経常的な事務経費となっております。主なものにつきましては、下か

ら11行目、パンチオペレート業務委託料448万4,000円につきましては、各税目の課税において紙ベースで提出を受けました申告書等の情報をパンチ入力するための委託料となっております。その下、eLTAX関連業務委託料340万6,000円につきましては、インターネットを利用して行われる地方税の手續に関しまして、報告者、または申告者からのデータの受け取り、及び該当地方自治体へ受け渡しを行う業務等の委託料となっております。その下、納付書作成等業務委託料907万2,000円につきましては、市県民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税の納税通知書の印刷、印字、封入、封緘等の委託料となっております。2つ下、税システム使用料3,152万2,000円につきましては、基幹電算システムのうち税務課で負担すべき部分の金額となっております。その4つ下、市県民税申告課税業務支援システム使用料451万8,000円につきましては、確定申告時における所得税及び市県民税の申告書作成の支援システムと課税データの蓄積システムの使用料となっております。おめくりいただきまして122、123ページをお願いいたします。上から4つ目、市税還付金3,500万円につきましては、法人、市民税を中心とした市税の還付に充てるものとなっております。

次の白丸、固定資産評価替等対応事業の評価替等対応事業委託料3,017万6,000円につきましては、土地、家屋の経年移動データの更新、公図の分合筆に伴うデータの更新と路線価の算出等の委託料となっております。その下、標準宅地不動産鑑定委託料331万5,000円につきましては、毎年実施をいたしております7月1日現在の簡易鑑定を実施する委託料となっております。以上であります。

○**収納課長** では、その下の白丸、徴収事務諸経費3,152万4,000円をお願いいたします。主なものでございますが、下から7番目の黒ポツ、滞納管理システム使用料810万8,000円、その下、収納管理システム使用料272万9,000円は、滞納処分等の管理、また市税等の収納業務に特化した電算システムの使用料でございます。3つ下の黒ポツ、地方税滞納整理機構負担金389万8,000円でございますが、地方税の大口徴収困難案件の滞納処分为専門的に行います地方税滞納整理機構へ25件の徴収を移管する負担金でございます。内訳といたしましては基本負担金、これは各市町村の均等割となりますが、こちらが5万円。それから27年度の徴収実績割といたしまして172万3,000円、こちら徴収実績の10%となります。それから処理件数割が1件当たり8万5,000円の移管件数の25件分といたしまして、212万5,000円となっております。以上です。

○**市民課長** それでは、次のページをお願いいたします。3項1目の戸籍住民基本台帳費でございます。125ページの3つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費でございますけれども、来年度中にマイナンバーカードを利用いたしまして、住民票の写しなどの証明書をコンビニ交付サービスを開始することとしておりまして、その経費といたしまして、中ほどの黒ポツになりますけれども、コンビニ交付システム導入委託料2,634万2,000円。それと次の黒ポツ、コンビニ交付システム保守委託料124万円。それから最後の黒ポツになりますけれども、地方公共団体情報システム機構負担金72万9,000円などを、このコンビニ交付の経費として計上してございます。なお、コンビニ交付サービスにつきましては、来年の1月から開始する予定としておりますので、システム保守委託料と情報システム機構への負担金につきましては、1月から3月までの3カ月分の金額となっております。そのほか、この諸経費につきましては、戸籍システム使用料920万3,000円など、戸籍システム、住基システム、住基ネットワークシステムの使用料と保守委託料など、例年のかかっている経費が主なものとなっております。あと下から2つ目の黒ポツ、個人番号カード交付事業交付金767万1,000円

につきましては、マイナンバー制度に基づきましてカードの発行業務を地方公共団体情報システム機構へ委任するという経費で、これにつきましては、全額が国庫補助金として交付される予定でございます。私からは以上です。

○選挙管理委員会事務局長 それでは、次のページの4項選挙費になりますけれども、127ページの上から2番目の白丸、委員会運営等事務費でございますけれども、これにつきましては、選挙管理委員会の通常の事務費となります。

それから、次の白丸、選挙啓発事務費になりますが、これにつきましては、選挙年齢18歳に引き下げに伴う啓発活動や小中学生の選挙啓発ポスターを年間を通じた有権者への啓発に係る諸経費となります。

次に3目の財産区議会議員選挙費になりますけれども、7月26日に任期満了となります洗馬財産区議会議員選挙の執行経費を計上してございます。以上です。

○企画課長 128ページ、5項の統計調査費であります。2目の基幹統計調査費249万円余でございます。総務省所管の基幹統計調査、29年度は大規模調査、就業構造基本調査がございます。これらにかかわる経費を計上したものであります。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 それでは、次のページ、最後になりますが、6項監査委員費ということで1目監査委員費でありますけれども、これにつきましては、決算審査、定期監査、例月出納検査等を行う監査委員の業務活動に要する諸経費となります。以上です。

○委員長 それでは、午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 0時57分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

まず、先ほど予算の中で説明がありました112ページから115ページの総務管理費と2款の15目の防災防犯費について説明をお願いしたいと思います。

○消防防災課長 午前中は大変ありがとうございました。火災の概要でございますけれども、アパートの2階の1室から出火しまして、1室が全焼、1室が半焼という状況でございます、煙を吸ったと思いますけれども住民の方3人が病院に搬送されたという状況でございます。

それでは、112、113ページをお願いいたします。15目防災防犯費をお願いいたします。主なものについて御説明いたします。113ページの説明欄、防災防犯諸経費1,524万円余のうち、下から2番目の黒ポツ、地域防災計画見直し業務委託料760万円につきましては、平成28年度に実施しています防災アセスメント調査を基礎資料とし、その結果を地域防災計画に反映させ大幅な見直しを行うものであります。前回は平成24年度に実施しております。次に115ページをお願いいたします。上から6つ目の黒ポツ、塩尻朝日防犯協会負担金220万円は、塩尻警察署を事務局とする防犯協会の塩尻市の負担金であります。一番下の黒ポツ、資機材等補助金110万円につきましては、自衛消防隊、自主防災組織などが活動する上で必要となる資機材の購入に対する補助で、1組織3年間で10万円を限度に交付するものでございます。

次に、その下の白丸、防災施設・設備等整備事業3,881万円余のうち上から3つ目の黒ポツ、営繕修繕料

653万円でございますが、デジタル同報系の防災行政無線のバッテリー交換を2年に分けて行い、29年度は63カ所実施するもの389万円余とJR跡関連の設備のオーバーホール233万円余でございます。中ほどの黒ポツ、防災行政無線保守点検管理委託料1,320万円余でございますが、塩尻地域のデジタル防災行政無線にかかわる保守点検の委託料666万円余と平成28年度に運用を開始したデジタル移動系防災行政無線保守点検委託料654万円余でございます。その下の黒ポツ、土壌調査業務委託料150万円余とそれから5つ下の黒ポツ、土砂災害危険度把握システム土中センサー設置工事527万円余の説明は、別途資料で御説明したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

○委員長 はい、どうぞ。

○消防防災課長 別途資料をお願いいたします。土砂災害危険度把握システムの土中センサー設置についてでございます。これにつきましては、信州大学・静岡大学・岡山大学が、平成24年度から塩尻市北小野地籍で開発と評価を行ってきた土砂災害の危険度を推定するシステムでございまして、一定の成果が出まして昨年10月1日よりシステムが運用を開始しております。このシステムにつきましては、従来の雨量を用いたシステムとは別の観点から土砂災害の危険度を求めるものでございまして、従来のシステムと並行して利用することで、より高い精度で土砂災害に対する警報の発令・解除を行うことができるものでございます。

現在は北小野地区1カ所のみでの計測でありますけれども、新たに楡川地区の3カ所にセンサーを設置し、監視箇所を増設することで体制を強化するものでございます。センサーの設置箇所といたしましては、カラ沢（贄川区の食堂SS上）、あと楡川保健福祉センター南東方向（木曾平沢区）でございます。あともう1つ宮ノ沢（奈良井区の鎮神社上）を予定してございます。

把握方法でございますけれども、従来は主に雨量データから推測しましたが、今後につきましては、斜面の水分量がどのようになっているかっていうのを測定してはかるものでございます。また斜面に設置をしまして、土中の水分量を定期的に測定しサーバーに集めまして、土砂災害の危険度を推定するものでございまして、従来の雨量による判定に加えた警報発令のための仕組みでございます。

概要図につきましては、その下のとおりでございまして、集めたデータを情報プラザの中にあるサーバーに集めますということでございます。

あと土中水分量の計測方法でございますけれども、従来もこのようなセンサーはございましたけれども、広域で多深度のデータを測定することはできませんでした。開発したセンサーの末端は、棒状の基盤に20センチごとに5つの新規開発センサーを取りつけたものでございまして、これを斜面に埋設いたします。また各深度ごとの狭い範囲の計測データ、また深度間の広い範囲の計測データをとることができます。

裏面をお願いいたします。ここでは測定された土中水分量からは2つの指標値が求められます。まず1つ有効飽和度、これは斜面の土の空隙を実際どのくらいの水が占めたのか。もう1つが、累積浸透量ということで、実際にその箇所の土中にどのくらいの雨が浸透したのかということが求められます。画面は下のようなものの画面で見ることができます。集めた画面は、改めて危険度ということをおおむね100%が危ないとしましたら、90%のあたりを危険度と定めまして、ここに達すると消防防災の公用携帯4台ございますけれども、そのほうにメールでお知らせが来るようになってございます。一番下でございますけれども、ここにありますように、今までは気象警報とか土砂災害警戒情報、また市の気象情報システムで見てきましたけれども、これにプラスアルファで、

この土砂災害危険度把握システムを追加しまして、総合的に判断し、避難準備情報とか、避難勧告、避難指示の発令等に対応を検討するものでございます。

後ろに図面がついていますが、それぞれの場所の図面がついておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

続きまして、説明を進めますけれども、下から4つ目の黒ポツ、防災行政無線設備工事227万円余につきましては、洗馬原口の屋外受信局の移設工事130万円と大門公民館の半固定局設置工事49万円余でございます。私からの説明は以上です。

○**委員長** それでは、説明を受けました72ページから131ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

○**柴田博委員** 77ページの一番下の法制執務費の関係だと思えるんですけども、この間ずっと紙ベースの例規集というのは使ってなかったと思うんですが、最近それが会派ごとにも配られまして、また復活したようなのですが、その辺の経過と今回のこの予算に関して、その辺の何て言うんですか、差しかえとか、その辺の関係はどうなっているのか、その辺をちょっと説明してください。

○**庶務課長** 例規管理システムは、昨年の10月1日から新しいものに更新をさせていただいております。その折に、一昔前は例規集、冊子で持っていた時代がございましたけど、この中でこの新しい例規管理システムに移行するにあたって、職員の中には例規集を紙ベースで活用したいという方も多少いらっしゃったものですから、それを含めて更新要件といたしまして今回更新をしたということでございまして、例規の改正があるごとに改正のほうは加除はしていくということになります。会派のほうにも作成したものですから、お配りをさせていただいたという状況ですので御活用いただければと思います。

○**柴田博委員** 今までの紙ベースではない例規の管理システムを変えたというのは、何か特別不具合か何かがあって変えたのか、それともそうではなくて新しい何か考え方があるのか、その辺についてはどうなんでしょう。

○**庶務課長** 今まで一旦システムをつくったものですから、ずっと1者の随意契約で更新はしてまいりましたけれど、昨今競争入札によって価格を落すという自治体がふえてまいりましたので、本市の場合も入札をさせていただいて、金額的には安い価格での落札をいただいたと、そういう経過がございます。

○**柴田博委員** もう1点、変更があった場合の差しかえというのは、誰がやることになるわけですか。

○**庶務課長** 加除の話になりますかね。

○**柴田博委員** はい。

○**庶務課長** これは、業者のほうで加除をいたしますので、加除時期には全部集めさせていただいて、それで加除して、またお返しすると。各会派のほうに、また各職場のほうにですけど、そういうことになります。

○**永田公由委員** まず77ページの人事事務諸経費の中で、先ほど消耗品で職員証を更新すると言っていましたけど、どういった職員証になるわけですか。

○**人事課長** 職員が今つけております、こういった、これでございます。これは、以前シュッと入退場のときにやった経過がございまして、すれてまいりまして、そういった非常にすれ過ぎたものは、その都度更新してやったわけでございますけれども、ほかの職員ももう10年たちますので、新たに更新したいということでございます。

○永田公由委員 例の漆器の名札をつけている方も何人かいられるんだけど、それは個人でつくっているという理解でいいわけだね。

○人事課長 漆器の関係は個人で購入してつけていると。特に対外的にはつけることによって、市のPRにもなるということでございますので、よろしく願いいたします。

○永田公由委員 93ページの移住定住促進事業と、それから、その前のシティプロモーション推進事業の中で、地域おこし協力隊がことしと同じ3人で、報酬も同じで活動費も200万円ついているんだけど、この予算のつけ方というのは報酬は別にして、その活動費というのは、彼らから計画を上げてもらっているのか、それとも市側からこういったことをやってほしいというものを出して、この200万円という予算をつけているのか、その辺についてはどうですか。

○企画課長 活動費につきましては、要綱を定めておりまして使途を明確にしております。1人頭200万円というのは、特別交付税措置がありますので、その上限額ということで、住居費でありますとか、消耗品、それからイベントの開催経費等ではありますが、毎月、活動の予算書と予定計画書を上げていただいて、認めたものについて交付を毎月しているという状況でございます。以上です。

○永田公由委員 そうすると、市側からこういうことをやってほしいじゃなくて、あくまでも協力隊の隊員のほうから今月はこういったことをしたい、来月はこういったことをしたいというのを上げて、それを企画のほうで査定して、お金を出していると、こういう理解でいいわけだね。

○企画課長 定期的にミーティングを実施しておりまして、そういったケースもございますし、また市からこのようなことを計画しているので手伝ってほしいというようなすり合わせもしておりますので、両方あります。

○永田公由委員 両方ね。

○副委員長 今に関係して、月ごとの予算書とか、その内容を出してもらって、その後検証する意味でミーティングもやられているって言うてるんですが、日報というか、実績報告というか、そういうものも出しているということですか。

○企画課長 補助金に沿いまして、実績報告も出しております。

○副委員長 具体的にどういう実績が上がったのか、御紹介いただけますか。

○企画課長 地域おこし協力隊3名おりまして、1名ずつ概要を申し上げます。安藤さんという方がプロカメラマンの方でございますが、27年8月に着任をしております、主に首都圏へのプロモーションを実施をしております。イベントを企画をさせていただいて、夏休み親子のカブトムシ、クワガタ展の企画実施をしていただきまして、40組の親子、市内外から本市においでいただきました。また、北小野地区と檜川地区、北小野地区では5回、檜川では1回、都市農村交流というようなことで、合計で80人ぐらいは交流人口の確保があったものであります。2人目が宝山さんという方でありまして、27年11月着任されております。この方ベンチャー起業家でありまして、北小野ベンチャーハウスを活用した起業家誘致というようなことで活動しておりますし、また市の農産物の加工所がございますが、そこのホームページ等を作成をして、ネットでの販売というようなことで支援を行っております。3人目が今井さんという方で、28年7月着任をしております。この方は住環境コーディネーター、移住定住のワンストップ窓口ということで、空き家コーディネーターの補助的な業務というようなことで、空き家の利活用につきまして検討調査の実施、それから相談ということでもあります。移住コーディネ

ートの相談45件受けておりまして、半分くらいの人数が移住につながっているという成果を上げております。以上です。

○副委員長 それぞれに成果が果たしてすぐすばらしいのか、まだ足りないのかはよく判断はつきませんけれども、実績は残っているということで、大いに今後も続けていただいたり、あるいは個々にやられてるんで、横の連携みたいなものをとる全体的なコーディネートというのは、やっぱり市がすべきだと思いますし、そこら辺に留意をしてやっていただければいいかなというふうに思います。

83ページになりますけれども、一番下の丸のポツ2つ目の普通旅費について、昨年がたしか195万1,000円だと思っんですね。90万円ほどふえています、何か特別にどちらかへ行かれるとか、そういうことでしょうか。

○秘書広報課長 これは、全体的にふえてるんですけど、一番主なものは全国市長会に、現在市長が海外視察を予定しておりまして、それが60万円近くございまして、それが主な要因であります。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員 97ページのICTの人材育成の委託料ですが、今回400万円新規で上がってきてますが、委託先は具体的にどこへされるのか、そして、この内容はですね、どういう内容を具体的に委託されるのか、その辺を説明してください。

○情報政策課長 ICT人材育成事業でございますけれども、現在まだ委託先としては民間、あるいはその他ということを想定しておりまして、まだ決めてはございません。内容につきましては、起業家育成の両輪ということで、産業政策とICTの人材育成というのは、両輪で動くものだと理解しておりまして、そのうちのICT教育の中身につきましては、まず有識者の委員会を立ち上げることを最初にいたします。こういう技術を取得するにはどういうものを教育していかなきゃいけないのかということのシラバスと言いますか、予定表をまずつくりたいと思っています。その後、それを実践する形で評価をしながら、表をよりよいものにしていくというような内容でございます。以上です。

○永井泰仁委員 これからの新規事業ということでございますが、その対象とするもの、それから目標とする事業の内容等々、またしっかりわかりやすい形で何らかの機会にですね、また説明をしてほしいと思います。

それから次に99ページ、直接関係あるかどうかあれですが、広丘支所でございますけれども、勤労青少年ホームで仮設の支所ということのようでしたけれども、これの移転の時期と言いますか、勤青ホームで始める、これは何月ころを予定していますか。

○広丘支所長 秋以降、地区の公民館行事等スケジュールがかなり詰まっております、現在見込まれておりますのは11月末から12月の頭くらいで調整を図っているところでございます。

○永井泰仁委員 その辺が、今の支所のやっぱり貸館とか借りたりとか、いろいろ利用するのに29年度中に更地にするということはわかっていますけれども、いろんな団体から聞かれるもんですから、また工事の工程をしっかり把握してもらって、勤青ホームでやるんなら、例えば月初めからやらないと急に月の半ばでも混乱が生じるので、その辺のところはひとつしっかり、また各団体に徹底してほしいと思います。これは要望でいいです。

○柴田博委員 83ページの一番上の紙のタイムマシン活用事業ですけども、これ2台分の経費だというふうに思っんですけれども、年間通して大体どれくらいを処理される予定なのか、もう少し具体的な話を聞かせていた

だきたいのと。あと1台当たりのリース料というのは、月幾らなのか、年幾らなのか、その辺ももう少し細かくお願いします。

○**庶務課長** 済みません、今ちょっと処理する資料、積算はしたんですけど置いてきてしまいましたので、後ほど出させていただきますと思います。それで、ここに書いてある金額は1年間のリース料の2台分ということになりますので、割っていただくと月額が出ますけど。じゃあ、係長のほうから月額金額、お答えさせていただきます。

○**契約係長** 紙のタイムマシンのペーパーラボの月額の使用料ですけれども、月額41万8,500円掛ける税額ということになりますが、1台のということで御質問であったかと思うんですけども、2台で41万8,500円というのは多少割引がありますので、じゃあ、これ1台にリース変更したからといって全く半額になるというものでもちょっとないんですが、41万8,500円掛ける税です。

○**柴田博委員** 処理予定量というのは後でお願いします。

それから、97ページの下の方の防犯灯の関係ですけれども、LEDの防犯灯に450基分だということですが、これは球だけ取りかえるんじゃなくて、器具そのものから全部取りかえるのが450基分というところで、取りかえる箇所については、それぞれどういうふうになるのか、各区からの要望の従って、それをどういう順番でやるのか、その辺についてももう少しお願いします。

○**地域振興課長** 先ほど申し上げました450基分と言いますのは補助対象ということだもんですから、今、委員さんの御指摘のとおり、例えば今、白熱球であるものをLEDの器具で全部取りかえるというようなものが対象になっております。それが450基分でございます、それ以外に、今、裸電球のようなものですね、電球系のものであろうかと思いますが、電球をLEDの電球にかえた場合、これは昨年11月くらいに全区長さんに区内を調査をさせていただいてございまして、それぞれの区で台帳を持っておりますので、その中で白熱球のものについて、LEDの電球にかえたものについては、区内で台帳の整備をさせていただくとともに、市のほうにも電球をこうにかえたということで報告をいただくようにということで、お話をしてございまして、それが積み重なっていったLED化の率ですね、そちらのほうに反映をしていくということで考えております。

○**柴田博委員** そうすると、後からの電球なりだけを取りかえる場合ってというのは、この予算とは関係ないということなんですね。

○**地域振興課長** そのとおりでございます。

○**委員長** ほかにはどうでしょうか。

○**副委員長** 本会議でも質問させていただいて、防災専門家的な配置をという質問に対して検討されるというお話あったんですけども、ここに盛られるかどうかわかりませんが、113ページの防災防犯のあたりには、そういったのは見受けられないんですが、これは、そのとおり盛ってないということでもいいわけですね。

○**消防防災課長** この新年度の予算には盛ってございません。その後検討ということで自衛隊さんのほうと一、二度会議を持たせていただきまして、後2年くらいかかるんでございますけども、ちょうど近所の方が退任するという予定がありまして、またその方幹部の方でございまして、今、そんなような話とか、あと広域消防の中で退任する方もいるようでございますので、そのような中で今、検討させていただいている状態でございます。以

上です。

○副委員長 ぜひ、確実に設置できるように要望しておきます。

115ページの防災施設・設備等整備事業の下のほうの土砂災害危険度把握システム土中センサーの設置なんですが、これについては、それぞれの大学が検討して一定の成果が上がったから導入しますという話の中で、こういったシステムというか機器について、国とかあるいは公的機関が認めるとか、そういったものはあるんですか、基準に適合するとか。

○消防防災課長 これは、日本で初めてとりあえず開発されたと聞いておりますので、今、そのような認定等はありません。ただこの工事費につきましては、緊防災が使えるということでございまして、工事費と委託と分けて積算してございます。

○副委員長 事前に、こういうのを予知する、あるいは察知するということは大事なことなので、これはいいと思うんですが、ただ研究してみて、いや大学の研究の成果を疑うわけじゃないんですけども、ただ大学でいいというから入れてみて、工事費何百万もかけてですね、それがもし間違うというか、そういうことはあり得ないっていうふうに思っていていいわけですね。変な質問で申しわけないです。

○情報政策課長 私ども開発に関係した者としてお答えしますが、今設置しているのはデジタルでやっています。従前のアナログタイプの土の中に水分がどのぐらいあるかっていうのと並行で比較をしてやっていますので、実際にもそういう形になるかと思えますけれども、検定品を並行でアナログとデジタルと比較してまいっておりますので、御理解ください。

○副委員長 何かあって、それが両方を自動的に検討されて危ないっていうときは、担当者にメールが入ると。その担当者は、もう長雨が続いていて災害対策本部なんか設けていれば、そこで結果すぐ報告して検討することになるんでしょうけど、突然の大雨なんかになったときには、担当者はどこへ連絡して、誰が判断をして、どういう手続をとっていくっていう順序になるんですかね。

○消防防災課長 とりあえずメールが消防防災課の携帯に来ますので、私どもが危険と判断すれば、すぐ上司の部長に報告し、部長から理事者に報告をして対策本部等を設けるようになると思います。

○副委員長 123ページになりますけども、下から3つ目のポツ、整理機構への負担金なんですが、去年が486万7,000円なんです。この内訳が、基本分が均等割の5万円ですか、それと書類件数割と実績割があるということなんですが、100万円落ちてる理由っていうのは、件数を落したってことですか、それとも実績がなかったから10%が落ちたってことですか。

○収納課長 件数につきましては、毎年25件ベースで行っております。今、委員さんおっしゃられるとおり、実績割に応じたものが、前年につきましては2,000万円ベースの収納があったものが、今回につきましては、1,700万円程度になっておりますので、実績割の分が減額になった結果、負担金としても減額となっております。

○副委員長 125ページですけども、下から2つ目、個人番号カード交付事業交付金については、今の交付率を教えてください。

○市民課長 塩尻市では2月末現在ですけれども4,433人の方に交付をしております、住民基本台帳人口からします割合でいくと6.6%となっております。ちなみに全国ですけれども、これは12月に

出た数字ですけれども、発行済みが7.6%という状況のようでございます。

○副委員長 全国に比べても大体同じなんですけど少し下回っているという数字ですし、全体的にも少ないと思うんですよね。これをやっぱり上げていく必要があると思うんですけども、ただその中で100万円、予算的には150万円ぐらいですか、前年に比べて交付金上げてるんで、特別に上げるための算段っていうか、考えがあると思うんですよね。それについてお聞かせください。

○市民課長 この交付金の金額につきましては、先ほどの説明でも国庫補助金があるというお話をしましたけれども、実は市町村のほうで積算したものではなくて、国のほうが確保している予算を一応人口で案分した金額で、これが国で考えている上限額ということになります。なので、市のほうでこっだけ交付する予定だからこの金額ということではないということ、まず御理解いただきたいということ。それから、マイナンバーカードの交付につきましては、今年の12月に国のほうで、交付を促進するためのガイドラインをつくりまして、そのための大きな手法としまして、住民票の写し等のコンビニ交付をしていない自治体については、財政支援等を拡充する中で拡充していきたいということがありましたので、新年度予算の中でコンビニ交付サービスを導入する予算を計上させていただいたところでございます。その中で予算をお認めいただければ、コンビニ交付できるようになりますので、そういう利便性が増すということ、PRしながら、今後、交付の促進を図っていきたくて考えております。

○副委員長 この交付金分を、何て言うのかね、上回る実績を残せば、交付金はふえるってことです。これはもう定額で、これまでよってことなんですか。

○市民課長 先ほども言いましたように、国が設けております予算額を今は単純に人口で案分してある金額でございます。これで全国の自治体が、29年度中に実績に応じてまた報告をしますんで、それによってまた案分されるということになります。ですので、ほかのところは金額が少なくなれば、塩尻市が頑張った分っていうのはおかしいんですけども、塩尻市の実績に応じて、またこれ以上の金額が示されて、また補正等をお願いするという可能性もございます。

○副委員長 ちょっとそこら辺がどうもわからないようなんですけども、補助金というか交付金がえらいやっただからふえるという見込みじゃないから、あんまりやらないということじゃなくて、ぜひふやすように努力をしていただきたいなというふうに思います。要望しておきます。

○永井泰仁委員 123ページの固定資産評価替等対応事業ということで、先ほど土地とか家屋、路線価のいろいろな準備ですが、これ、具体的な作業の内容というのは、それぞれどんな作業をして段取りを進めていくか、説明してください。

○税務課長 担当の係長より答弁申し上げます。

○資産税係長 来年度の評価替事業の詳細になりますけれども、まず今年度事業で土地の価格のほうを1月1日時点で確定してございます。それにつきまして、今年度7月1日時点で下落分を出します。これで、土地の価格というのがほぼ確定します。それに対しまして、今度それぞれの宅地の部分につきましては、使い方によってどういう土地の評価になるかということを決めますので、そのデータを委託事業として委託いたしまして、それぞれの全筆の土地の利用について見直しを図るということが、主要事業という形になってございます。以上になります。

○永井泰仁委員 その中で特に路線価や何かの評価ですが、これは評価がえをすると上がる可能性が高いですか。それとも実際の今の価格からいくと横ばいとか、どんな見通しをされてますか。

○資産税係長 今の状況ですと、市街地、いわゆる吉田地区から高出までの市街地については、県の価格、もしくは地下公示価格が上昇してございますので、上がってくる可能性がございます。逆にそれ以外の土地については、下落しているという方向性でございます。以上になります。

○永井泰仁委員 これはやっぱりあれなんですね、県や何かの1つのデータも基準にして、詳細にまた検討するというので、そうすると吉田、高出、野村の特に市街化になっているところは、上がる可能性が高いというのは大体間違いのない線ですか。

○資産税係長 特に商業地ではなくて、住宅地の上昇幅が多いというデータになってございます。

○永井泰仁委員 住宅地か、しょうがないな。

次、お願いします。125ページの戸籍住民基本台帳の関係で、今回からコンビニで交付ができるということでしたが、これは市内で何カ所くらいを想定したものでですか。

○市民課長 市内ではなくて、全国のコンビニで交付ができるようになりますので。

○永井泰仁委員 どこでも。

○市民課長 全国で言うと4万8,000店舗くらいと言われております。

○永井泰仁委員 全国で全国的にやるということか、なるほど。ここで具体的に交付できるのは、住民票とか謄本とか、印鑑証明とか、今の市民課の窓口で、あるいは支所を出しているものと同じものが全部交付されるということでしょうか。

○市民課長 現在のものということで、戸籍等過去のものとか、住民票の除票等は出ません。現在のものでも住民票の写し、あと印鑑証明書、御本人の戸籍謄抄本等が交付されることになります。

○永田公由委員 先ほどの副委員長の土砂災害の危険度把握システム土中センサーの設置についてですけど、これ今回、櫛川地区が3カ所なんですけど、ここで見ると奈良井で鎮神社の上に予定してあるんですが、その下の例の18年の土砂災害で大きな被害が出た公民館のところを外した理由というのは、何かあるんですか。

○消防防災課長 この場所につきましては、建設課と相談して一応決めましたけども、基本的に多分その土砂災害が来たところは、対策が既に行われているようなところは基本的に外してございます。中で、この場所がいいではないかという想定の中で、ここに一応予定をしてございます。

○永田公由委員 ただ鎮社のところもね、図面で見ると砂防堰堤が2カ所くらい入ってるんだよね。工事がされてるとこなんだよね。その辺も加味した中でやったってこと。

○消防防災課長 そのとおりでございまして、基本的に沢があるようなところは、そういう危険なこともあるという中で、とりあえずここ想定させていただいています。

○永田公由委員 そうするとこれからね、こういった箇所というのは市内何カ所もあるんだけど、年次的に計画していくわけですか。

○消防防災課長 この設置した経過等々、全て観察した中で、来年度以降の設置場所、また等々は、その中で検討させていただこうと思っております。

○永田公由委員 次、振興バスの関係でお聞きしたいんですけど、アルピコへ幾ら、大新東へ幾ら払っているか

教えてください。

○**地域振興課長** 地域振興バスの委託の関係でございますが、アルピコ9路線を担当していただいておりますが、アルピコタクシーに6,793万円余、それから檜川線のみですが、大新東株式会社のほうに2,103万円余でございます。

○**永田公由委員** これで見ると大新東というか、檜川線は大体年間7万4,000人くらいが利用するという、収入のほうの予算を見ると。旧市内のほうは何人くらいが今、利用されているわけですか。

○**地域振興課長** 9路線合わせてという部分でよろしいですかね。

○**永田公由委員** はい。

○**地域振興課長** 12万8,000人を見込んでおります。

○**永田公由委員** 次年度以降大幅な見直しをするということですけど、これはあれですか、いわゆる路線の見直しとか、路線の廃止も含めて大幅な検討をするという理解でいいですか。

○**地域振興課長** 実はですね、大幅なと言いますか、過去に24年、27年と、たまたまということなんでしょうけども3年くらいで見直しをしております。今現在出ておりますバスのダイヤ表も27年に印刷したものを今も使っておりますけれども、要するに特に何も改正がないということで使っておりますが。その部分でいきますと、次に30年くらいが見直しの年になるものですから、29年度にかけまして利用者のアンケートですとか、あるいは区長さん等を通じて地域の声を聞いて、要するに利用されていない人の意見も聞かなきゃいけないものですから、そういう部分もお願いをしてということで、今、区長会のほうにもお願いをしておりますけれども、そういう意見を聞く中で、必要最小限の改正にしたいなというふうに思っております。できれば、大きく線を全くなくしてしまうだとか、あるいは新たにこの1本設けるとかっていうことは、ちょっと今のところは想定はしておりませんが、例えばですけれども、今、中心市街地循環線というのが、土日も走ってるんですけども、これが西回り、東回りということで両方やっているんですが、非常に乗車率があまりよくないということで、こちら辺のところをちょっと必要に応じて、片側一方方向だけにするっていうようなことで、見直しをすることが必要になってくるかなっていうようなことはちょっと考えておりますけれども、うんと大規模な改正というところは、ちょっと今のところ考えておりません。

○**柴田博委員** 93ページの真ん中あたりで、次期中期戦略策定事業の関係ですけれども、中期戦略をつくるということですが、総合計画審議会をやるということのようですけども、五次総をつくるときの審議会をそのままやるのか、それとも新しいメンバーにするのかとか、あとこの中期戦略をつくる上での総合計画審議会の役割というか、どんな形で考えていらっしゃるのか、その辺ももう少し詳しくお願いします。

○**企画課長** 総合計画審議会は条例定めがございまして、委員30人以内で組織をするということであります。教育委員会、農業委員会等は明確に定まっておりますし、知識、経験を有する者、公共的団体の役職員という中から改めて選定をしてみたいと考えております。総合計画審議会を持ちまして、市に対して諮問というような形で、五次総の第1期と同じ形で策定をしてみたいと考えております。

○**柴田博委員** 五次総をつくるときには、長期戦略の部分もあったし、それから1期目の中期戦略ということであつたと思うんですが、それが今2期目の中期戦略をつくるに当たって、総合計画審議会を改めてやるというのは、やっぱりそこまで必要だということなんですか。

○企画課長 長期戦略9年間でありまして、目指す都市像と目標人口を定めてございます。第1期の3カ年でどこまで達成できたかという、まず検証が必要でありますので、それを審議会でしっかりやっていただく。足りない部分の、いわゆる施策ですね、中期戦略分、それがどういったものがあるのかというようなことも御審議をいただいて、中期戦略の施策体系の再構築をしてみたい。こんな流れでございます。

○柴田博委員 それは、大体何回ぐらいやられる予定なんですか。

○企画課長 総合計画審議会は4回、それから有識者で構成をいたします専門部会というものを随時組み合わせていきたいと考えております。

○永田公由委員 87ページの財産管理の関係でお聞きをするんですが、ならい荘、公募で管理者を募集したようですが、どんな様子ですか。

○財政課長 御指摘のとおり、ならい荘につきましては、無償で提案を募りました。あそこの財産については、今後改修ですとか、初期投資が非常にかかりますので、無償で何とか活用できないかということで公募をしたんですけども、何人か関心を持っていただいて現地見学等来ましたが、どうしても初期投資の問題がありまして、改修するのはなかなか難しいところがあるということで、最終的には公募者はゼロという状況でございます。

○永田公由委員 まあ、ゼロでしょうね、恐らく。どうしますか。

○財政課長 これについては、いずれにしても一旦公募はして、今回については売却処分というわけにいきませんでしたが、あのままというわけにもいきませんので、引き続き利活用のアイデアがないものか、ちょっと広げて挑戦をしていきたいというふうに思います。ある程度、全国的なそういう公官庁オークションですとか、情報発信の場がありますので、それでいいアイデアが出るかどうか、ちょっとそこは確信は持てませんが、いろんな手法を使いながら、利活用は検討していかなければいけないというふうに思っております。

○永田公由委員 もしあそこは更地にするとすると、解体費用はどのくらい見込まれますか。

○財政課長 解体費用だけで5,000万円くらいが、費用はかかるという試算をしております。

○永田公由委員 地元はどんな考え方をしているんですか。

○財政課長 地元の意向は、公募をする前に確認をさせていただきました。区長さん方ともお話をしましたけれども、あそこの使い方としては、特に宿泊施設にもこだわらないし、けれども区と良好な関係で区に加入していただければよろしいと、そういう意向でございました。総意として地元が使うかということになりますと、それについては難しいということでしたので、広く公募をしているという状況でございます。

○永田公由委員 それともう1点、檜川支所の移転の問題ですけど、これはどうなってます。

○企画課長 平成27年度、一旦地元説明等を中断してございましたが、ことしの1月に3区長さんに協議を再開をしたいというようなことで会議を持ちまして、この3月に地区説明会を奈良井、平沢で実施をしまして、先週はPTAの方々に説明を行いました。そこでいろんな意見を今、集約をしております。5月に1つの案としてお示しをして、またそれを協議していただきたい。30年度から32年度までは、次期中期戦略にしっかりと位置づけていきたいと考えております。以上です。

○委員長 ほかにどうですか。

○永井泰仁委員 ちょっと人事課長にお聞きをしたいんですが、本年度末に退職される職員、それから新年度に

採用予定の職員は何名ですか。

○人事課長 年度末に退職する職員は定年退職が17人、あと普通退職等もございますので、ちょっと数字を今調べますが、新規採用は23人でございます。ちょっとしばらくお待ちください。先ほど申しあげました定年退職が17、早期退職が5、普通退職が5でございまして、27名が退職をされるということでございます。以上でございます。

○永井泰仁委員 そうすると27人に対して新規で23人しか採用しないと、4人分くらいがしわ寄せがいくような感じになりますが、その辺はどういうふうに考えていますか。

○人事課長 定年退職の17名のうち15名が再任用を申し出ておりまして、御希望どおり再任用という予定としております。以上でございます。

○委員長 ほかにはどうですか。

じゃあ、私のほうからちょっと、細かいことで申しわけございません。81ページですが、電話交換業務の委託料ですが、これ昨年と比べてふえていると思うんですが、ダイヤルの専用電話ができて、相当使われているというお話だったんですが、それでもまだ委託料というのはふえているんでしょうか。

○庶務課長 当初予算の計上に当たりましては、業者から見積もりをとりまして、その金額で計上させていただきました。それで、入札はこれからになりますので、競争入札で金額は多分実際の契約段階では落ちていくものと思われまます。以上でございます。

○委員長 あと支所の委託管理の関係で、清掃委託料というのがどの支所も同じくらいずつ減ってるんですが、これはあれなんですか、内容は今までと同じようなことをやってこの額になるのか、それとももう少し業務量は落してということなんでしょうか、そこら辺を。

○地域振興課長 各支所の清掃委託業務量につきましては、28年度に長期継続契約をいたしまして、その入札結果ということでございまして、28年から29年にかけては特に中身は変わりはないです、清掃内容ですね。委託内容については、変わりはなく落ちていくということになります。以上です。

○委員長 そうすると入札の結果ということですか。

○地域振興課長 そういうことでございます。

○委員長 ありがとうございます。ほかにはどうですか。

○庶務課長 柴田委員さんからいただいた質問の中で、ペーパーラボの関係で処理する紙の量でございますけれど、機械が1日8時間稼働しますと大体年間224日の稼働と仮定しまして、2台で大体370万枚の紙を処理することになりまして、紙によって若干差はあるんですけど4グラム程度と仮定しますと、大体14.8トンの紙を処理することを計画してございます。でき上がってくる紙は多少肉厚になってまいりますし、生産の過程で色のついた部分を若干除去しての生産になりますので、その分が全てその重さで生産できるというわけではございませんが、紙ベースで生産できるのは、大体280万枚ぐらいになるのではないかと推測はしております。以上でございます。

○柴田博委員 今の関係ですけれども、そうするとかなりの量ですが、実際にこの作業をするのはどなたがやられるわけですか。

○庶務課長 紙の収集と分別につきましては、障がい者団体へ委託して、今集めていただいております、それ

と実際機械へセットして処理するのは、これは職員が今のところ行う予定で考えております。ずっとつきっきりでいいということは必要ないものですから、一旦セットしてスイッチを押してしまえば、後は自動で紙は出てくるものですから、つきっきりの必要はないというふうには考えております。以上です。

○柴田博委員 そうするとそれぞれの部署で出た紙が、それぞれの部署で再生して自分のところで使うということですか。

○庶務課長 今、処理を考えておりますのは個人情報ではない部分を、今のところ在庫が大分ございまして、実は昨年8月から収集は始めたんですけど、こちらに置きました実証機がその割に稼働が頻繁でなかったものから大分在庫がございまして、原料のほうは大分在庫が今ある状況でございまして、とりあえずこれを活用して職員が処理をして、厚紙と色紙を中心につくるつもりで今のところ計画をしておりますけれども、厚紙については、人事課を通して職員の皆さんに名刺等で利用してもらう方法、それから保育園等で必要なところは棚などに保管しておいて、必要な部署がそこから持っていくような対応等をしていけたらと、考えております。以上です。

○柴田博委員 年間で280万枚というかなりの量ですけども、これに見合う分、紙の購入費というのは予算の中では減らしているわけですか。

○庶務課長 正直申し上げて、これが本当にその都度調子よく動くかどうかは、不安なところは多少ありますので、全額紙の購入をその分控えているということはございませんけれども、多少は控えさせていただいております。

○委員長 じゃあ、よろしいですね。 それでは、131ページまでは、以上で終了といたします。

10分間休憩ですので、2時5分ということで再開をしたいと思います。

午後1時37分 休憩

午後2時06分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

次に歳出3款民生費1項社会福祉費8目国民健康保険総務費150ページから、4款衛生費3項上水道費197ページまでの説明を求めます。

○市民課長 それでは、150、151ページをお願いいたします。3款1項8目の国民健康保険総務費につきましては、人件費のほか3つ目の白丸になりますが、国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。特別会計への繰出金につきましては、保険基盤安定繰出金、事務費繰出金などで4億4,243万1,000円でございます。繰出金につきましては、特別会計でも御説明いたしますけれども、28年度計上しておりました財政支援分の6,750万円は計上してございません。

次に9目の後期高齢者医療運営費につきましては、1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金は、事務費分と医療費分合せて6億1,750万円でございます。

2つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、事務費分と保険料の軽減分相当額を繰り出しているもので、1億4,381万5,000円になります。

ページが飛びますけれども、次に170、171ページをお願いいたします。170、171ページの3款4項1目の国民年金事務費でございます。これは法定受託事務として市民課で行っております国民年金関係の事務

諸経費を計上しているものでございます。私からは以上です。

○生活環境課長 続きまして、私から180、181ページ、お願いいたします。5目環境衛生費から御説明申し上げますが、次の182、183ページをお願いいたします。

1つ目の丸、花による美しい環境づくり事業195万円余でございますが、各区の花壇及び学校、保育園、支所等の公共の場所に4万8、500本余りの花苗を配布するものでございまして、花による美しい環境づくりを進めているものであります。

次の丸、「クリーン塩尻」推進事業81万円余でございますけれども、この事業は、「クリーン塩尻」推進連絡会議が主体となりまして、市民、事業者、行政が協働して環境美化等を推進する事業を行っているものでございます。特に「クリーン塩尻」パートナー制度に加入しております44の企業、学校、市民団体のボランティア活動によりまして、地域の清掃活動、あるいは田川を中心といたしましたアレチウリ等の外来植物の駆除や河川護岸への芝桜の植栽を行っているものです。また委員の皆様も御承知のとおり、エコ・ウォーク「クリーン塩尻」大作戦も、この代表的な取り組みになっております。こうした取り組みに対しまして、団体に補助金30万円を交付しているものでございます。

次の丸、廃棄物不法投棄防止対策事業883万円余でございます。主な内容は6つ目の黒ポツ、不法投棄物処理委託料260万円で、不法投棄パトロールや市民の通報等により発見された廃棄物の廃タイヤ、あるいは家電製品、春秋の一斉清掃やエコ・ウォーク等により片づけられたごみの処分費でございます。その下の黒ポツ、不法投棄回収委託料402万円余でございます。国道、県道、市道のほか、河川及び林道の定期パトロールと投棄ごみの回収をシルバー人材センター及びNPO法人に委託しているもので、捨てられない環境づくりを維持しているものでございます。

次に184、185ページをお開きください。1つ目の丸、地区衛生推進事業967万円余でございますが、最初の黒ポツ、衛生部長謝礼は市内66区の衛生部長に対しまして、均等割2万3、100円、戸数割55円で算定いたしまして個人に支払う謝礼でございます。5つ目の黒ポツの環境衛生活動委託料でございますが、各区の衛生班長、全部で840人余の方がいらっしゃいますけれども、この皆さんが中心となって行っているごみの分別、清掃活動、ごみの収集カレンダーなどの衛生環境の文書の配布などの環境衛生活動に対しまして、各区の戸数に260円を乗じて区に委託料として支払っているものでございます。その下の黒ポツ、一斉清掃廃棄物処理委託料10万円余でございますが、主に市道等の側溝の土砂等の処分委託料というふうになっております。

次の丸、空き家対策事業89万円でございます。初めの黒ポツ、空き家等適正管理審査会委員報酬でございますが、空き家等の適正な管理におきまして市が行う命令等の行政処分を行う際に、公平性を担保するために第三者の意見を聞くものとしておりまして、その委員会の委員報酬で5人分を計上しているものでございます。その下の樹木管理委託料40万円でございますが、古びた大木の腐りや強風による倒木の恐れがあるなど、周辺住民の皆さんに危険の恐れがある場合の対応、また、その2つ下、緊急安全措置材料費でございますが、台風や地震などにより空き家の一部が崩壊しそうで、近所に危険がある場合に応急的な措置を行うための費用となっております。原則これらは、所有者の同意を得て一旦は市が専門業者に委託したり、あるいは担当職員によって危険を回避しているというものでございまして、その際の費用を見込んでいますものでございます。費用については、後日所有者に費用の請求を行うものでございます。

次の丸、公害防止対策事業585万円余でございます。事業の中ほどの自動車騒音調査委託料164万円余でございます。これらは、長野自動車道、塩尻インターから塩尻北インターの1カ所など、市内4地点を騒音調査するものでございます。また、その3つ下の黒ポツ、河川・湖沼水質検査委託料235万円余でございますが、市内の用水路を含む14河川及び4湖沼について、定期的に環境モニタリングを継続して実施しているものでございます。

次に186、187ページをお願いいたします。1つ目の丸、環境教育推進事業331万円余でございます。この事業は地球温暖化防止、あるいは自然環境の保全、またごみの減量や不法投棄の防止など、環境を守る心を育むことを目的に出前講座や地区説明会の実施、また環境学習の成果や事例発表の場として行っております環境トーク&パフォーマンス、また環境イベントでありますe-L i f e F a i rにかかわる経費を予算計上させていただいたものでございます。特に事業内の7つ目の黒ポツ、環境学習講座委託料32万円余につきましては、保育園、小中学校、地区での環境出前講座に対して、一部の講座には民間委託いたしまして実施しているものでございます。

次の丸、環境管理システム推進事業でございますが、御承知のとおり本庁、市民交流センター、保健福祉センター、総合文化センターのほか、保育園、小中学校、支所60施設において、ISO14001の規格に適合した環境マネジメントシステムを導入いたしまして、環境基本計画の推進、あるいは日常業務における省資源、省エネルギーを率先して実践しているものでございます。3つ目の黒ポツ、審査登録・支援業務委託料でございますが、本年度3年に1度のISO14001の認証更新ができました。来年度は、これをさらに継続するための外部審査、外部認証機関による審査を受けるための委託料を計上させてもらったものでございます。

次の丸、合併処理浄化槽設置事業につきましては、水道事業部でございますので飛ばさせていただきます、次の丸、高ボッチ高原自然環境保護事業をお願いいたします。5つ目のポツ、高ボッチ高原植生管理業務委託料186万円余でございますが、高ボッチ高原を草地にしていく計画を進めておりまして、本年度は草地内や市道沿いに植生するコナシなど、自然発生した樹木約80本を支障木として伐採いたしましたけども、来年度も引き続き専門的な見地から、高ボッチ高原の植生に配慮した支障木の伐採を行っていききたいというものでございます。

次の丸、地下水・湧水等水環境調査事業109万円余でございます。この事業は、地下水を市民共通の財産と捉えまして、豊かな水資源の保全と適正な利活用が図られるよう地下水の水質を継続的に調査して、モニタリングしているものでございます。そのうちの地下水測定等委託料93万円につきましては、中央スポーツ公園の中にあります井戸の水位を年間通して自動的に計測しているもので、市内の地下水位の変動、経年変化を見ているものでございます。

次に188、189ページをお願いいたします。1つ目の丸、再生可能エネルギー利用促進事業751万円余でございます。林業再生、あるいは循環型地域社会の形成など、総合的な森林バイオマス資源の活用を図るために、本市で行われている信州Fパワープロジェクトの事業の推進とともに、木質バイオマスを地域資源といたしまして市内の一般家庭、一般住宅、あるいは小規模事業所での利用促進を図ろうとするものでございます。4つ目の黒ポツ、風力発電設備等点検委託料7万円余でございますが、平成17年に設置いたしました小坂田公園の道の駅のトイレの横に小型の風力発電機、1.2キロワット最大発電できるんですが、この設備につきまして3年に1回定期点検を行う委託料を見込んでいますものでございます。その下のポツ、再生可能エネルギー設備導入普

及事業補助金686万円でございます。これらはペレットストーブ、ペレットボイラー、薪ストーブ及びペレット燃料に対する補助金でございますが、それぞれの設備に対する補助金額の上限につきまして決めてございまして、ペレットストーブにつきましては、1台20万円、ペレットボイラーにつきましては50万円というふうにしてきております。また薪ストーブにつきましては、本年度までは15万円ということとしておりましたけれども、さらに普及拡大をしたいという考えのもと、30万円に補助金をアップさせて交付していきたいということを考えているものでございます。特に新築やリフォーム等の薪ストーブの導入の促進を図っていきたいということで、薪ストーブを1台設置するのに建物の改修は別として、約100万円かかっているという現状の中で、補助金をアップさせていただいたものでございます。

次の丸、省資源・省エネルギー促進事業88万円でございます。一般住宅への省エネルギーの設備導入に対する支援でございまして、蓄電池、またはエネファームの導入に対して限度額10万円。省エネナビ、あるいはHEMSの設置に対しまして1万円を補助しているものでございます。

次の丸、斎場施設管理費でありますけれども、事業の中ほど下、斎場運営業務委託料でございますが、斎場内の案内業務、それから火葬業務、場内の清掃等維持管理業務等を委託しているものでございまして、ほとんどが3人の人件費分になってございます。

190、191ページをお願いいたします。1つ目の丸、霊園管理諸経費でございます。東山霊園及び檜川の平沢墓地の維持管理に伴う経費を計上しているものでございます。事業内の下の黒ポツ、霊園管理業務委託料235万円余でございますが、通常の管理といたしまして来園者の受付案内、園内の軽微な草取り等の業務をシルバー人材センターに委託しているものでございます。その4つ下、備品購入費50万円余でございます。あす視察していただきます合葬墓のオープンに向けまして、小型の物置など必要な備品を購入させていただきたいというものでございます。その下、永代使用料還付金306万円余でございます。こちらは何らかの理由によりまして購入した聖地を返還される場合におきまして、使用した期間に応じて永代使用料の一部を還付しているものでございます。来年度は、今後使用の見込みがないため返還される者を14件、合葬墓の販売に併せて所有する聖地を返還して合葬墓に改装する人26件を見込んでいますものでございます。ちなみに平成27年度は17件の聖地の返還がございました。

192、193ページをお願いいたします。3つ目の丸、ごみ処理負担金の松塩地区広域施設組合負担金でございますが、ごみの共同処理にかかわる負担金でございます。3億94万円余でございますけれども、この内訳を申し上げますと、予算説明資料にも記載させていただいてありますけれども、組合の積立基金、起債償還金などの建設費に対する分担金が1億8,232万円余、それから一般家庭の可燃ごみの焼却にかかわる維持経費分担金、これが1億1,861万円でございます。これらを合せて組合に負担していきたいというものでございます。なお、松本クリーンセンターにつきましては、焼却施設の長寿命化工事が現在も進んでおまして、平成29年度まで行う予定になっております。また、塩尻クリーンセンターにつきましては、本年度解体工事が、今月末で終了いたしまして、引き続き平成29年度に新たな中継施設を建設する工事に着手する予定になってございます。

一番下の丸、廃棄物等収集運搬処理事業1億3,127万円余でございます。この事業は、ごみの収集と処理にかかわる経費が主な内容になってございます。事業内の下から2番目の黒ポツでございます。証紙売りさばき

手数料でございます。この科目につきましては、新たに来年度から計上させていただき科目でございますが、証紙売りさばき手数料の証紙とは御承知のとおり、燃えるごみ、埋め立てごみの袋に印刷されている証紙のことでございまして、例えば45リットルの燃えるごみにつきましては、60円の証紙が印刷されております。この10%の6円が証紙の売りさばき手数料という形になりまして、証紙を売っていただく手数料といたしまして、袋の卸問屋と小売店にそれぞれ2分の1ずつ払っているものでございます。これまでは、売り払う想定証紙代金から10%差し引いた廃棄物処理手数料として収入予算を見積もっておりました。大変申しわけございませんが、歳入の31ページの中段をごらんください。31ページの中段の下から3つにある黒ポツなんですが、廃棄物処理手数料（現年度分）8,712万円という形になっております。これが、全ての証紙代金が売れた金額を見込んだものでございますが、これまでは、先ほどちょっと御説明した歳出の871万2,000円を差し引いた金額がここに、これまでの予算書では計上してはいますが、平成29年度からは、全ての証紙代金と売りさばき手数料もそれぞれ計上して、わかるようにしていくということで計上させてもらったものでございます。194、195ページにお戻りいただきたいと思います。上から3つ目の黒ポツ、廃棄物破碎処理委託料2,494万円余でございますが、これは埋立てごみや布団、家具などの可燃性粗大ごみの破碎処理の後に、破碎した埋立てごみにつきましては朝日村の最終処分場へ、また同じく破碎した布団や家具につきましては、松本クリーンセンターへ運搬する業務を市内の民間業者に委託しているものでございます。

次の丸、資源リサイクル推進事業1億7,010万円余でございます。資源循環型社会の形成に向けまして、ごみの分別による資源化を促進しているものでございます。この事業の中段、資源物回収事業委託料5,588万円余でございますが、これらは古紙、古布、金属類、小型家電製品等の収集運搬費でございます。また、そのほかに事業の中ほど下、焼却灰資源化等委託料3,179万円余でございますが、平成26年度から松本クリーンセンターで排出される焼却灰の約4割を土木資材として資源化しているところでございまして、廃棄物の資源化と最終処分場の延命化を図っている事業でございます。3月末で埋め立てられる見込みの量は、全体の45%ということになってございまして、これにつきましては、現在朝日村の地域住民とは平成45年まで、この施設を使わせていただくという予定になっているものでございます。

最後となります196、197ページをお願いいたします。一番上の上水道施設費の繰出金5,200万円余でございます。水道事業会計繰出金につきましては、事業の安定経営を図るための一般会計からの繰出金となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上でございます。

○委員長 それでは、説明を受けました197ページまでの質疑を行います。委員の皆様から質問ありますか。

○柴田博委員 189ページの上の方ですけども、ペレットストーブや薪ストーブ、それから蓄電池やエネファームの関係ですが、それぞれ予定数量、どれくらいを年間予定しているか教えてください。

○生活環境課長 ペレットストーブにつきましては10件、ペレットボイラー1件、薪ストーブ10件、ペレットストーブ燃料のほうに20件、ペレットボイラーの燃料のほうに1件、蓄電池とエネファームで合計6件、省エネナビ、もしくはHEMSに対して20件を予定しているところでございます。

○柴田博委員 今年度の実績と比べるとどんな感じでしょうか。

○生活環境課長 今年度の実績、ペレットストーブが11件でございました。薪ストーブは12件でございました。先ほどの蓄電池、エネファームは、全部合せて6件、HEMSも20件あったということで、ほぼ同じくら

いの件数を見込んでおりますが、薪ストーブの設置、これが新築住宅に併せて、結構薪ストーブを若い方は入れられるところがちょっと見られます、傾向といたしまして。だもんですから一応10件を見込んでおりますけれども、全体の予算の中で優先順位がついてしまいますけれども、補助をしていきたいという考え方でおります。

○柴田博委員 そうするとやりくりしながら、例えばペレットストーブのほうはまだ残っているけど、薪が足らなくなったから、そっちへ使うとかって、そういうことをやるってということね。

○生活環境課長 そうです。

○副委員長 今の柴田委員の質問に関連して、毎年こういう補助金を盛って普及推進に努めていくというのはいいと思いますよ。いいと思いますけれども、市内の世帯数の中で、ペレットストーブとかこういうのを入れられる可能性のあるお宅は、どのくらいになるのか、何世帯くらいになるのか。見込みとか、それは市が推進しようとしている目標でもいいですよ。そういうものは、トータルの最終的な目標というものはあるんですかね。

○生活環境課長 現実的にはペレットストーブの普及台数、幾つにするかということは、特には決めてございません。薪ストーブも同じくです。入れられるかどうかの見込みがつくって状況では、ちょっとない状況でございます。ただ少なくとも毎年10件ないし15件くらいの要望があるものですから、そういった中での市民の御要望にお応えしていきたいという考えでいるところでございます。

○副委員長 クリーンエネルギー推進していくことは、私はいいと思いますよ。いいと思うんですが、ただ現実として捉えたときに、朝起きてボタンを押せば30秒で熱風が出てくる暖房機があるときに、時間がかかるわけですよ。夫婦共働きの世帯が、はっきり言ってそんなことをやっている暇はない。帰って来てもそうだし、家へね。それは日長1日中家にいる、将来的に近い私らがそうやって一日中家にいるから、朝ゆっくり火をつけて、そういう家ならいいと思いますよ、薪ストーブもいいと思いますけれども。だけど現実のね、ある程度上限っていうのは、見込めると思うんですよ。そういうものを見込んで、全世帯数どのくらいあるけども20%ぐらいまで普及頑張りましょうとかね。そうじゃないとただ毎年毎年予算を上げてるだけで、同じことの繰り返しだと思うんですよ。きちんとそういった見込みを、事業を進めていくんですから、今、いろんな部分でFパワーの関係も絡んで、こういうのになってきてますけども、見込みがなかったら行政としてやるときに、それはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよ。だからあくまでそれは何パーセントなのか、全世帯のうちの10%にするのか、20%にするのか、それは多いほうがいいでしょうけども、やっぱりある程度のそういった目標を持ってやるべきじゃないですか。じゃなかったら、これは評価でどういう評価をするのか、わからないですね。1年に10件予算上げて、10件とれたから評価としては100になるんですかね。だからそこら辺の考え方っていうのは、市全体として捉えて評価をしていくべきだというふうに、私は思います。意見として申し上げておきます。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永井泰仁委員 191ページですね、合葬墓の先ほど備品購入費が50万6,000円だったっけ。これは具体的にどのようなものを予定していますか。

○生活環境課長 まず1点は、スチール倉庫を1台購入させていただいて、合葬墓専用の必要な物置を1つ設置させてもらいたいなど。それから、あすちょっと見ていただくんですが、共同埋蔵というのが、コンクリのところに四角くふたがあるんですが、そこにお骨を入れることになります。しかし、そこをです、いきなり骨をガ

サッとやるとあまりにも御遺骨を扱うのに尊厳がなさ過ぎるものですから、ここにステンレスで枠をつくって白布をかけて、そこにそっと入れてもらうというようなものをちょっと今考えておまして、それらの備品を購入したいというものでございます。

○永井泰仁委員 その次、195ページの資源リサイクル推進事業の中の事業系生ごみ削減推進補助金100万円ですか、これは具体的にはどのようなところへ補助金を出すわけですか。

○生活環境課長 事業系の生ごみの関係につきまして、一番多く排出されるのはスーパーです。大型食料品店でですね。大体1つのスーパーで年間100トンくらいの生ごみ、あるいは売れ残り商品、出るだろうと予測しておまして、実は今年度はツルヤさんがこれに御協力いただきまして、おおむね100トンくらいの生ごみが資源化され、松本クリーンセンターへ行くごみの量は減っているという状況でございます。仕組みといたしましては、松本クリーンセンターに持っていきますと、10キロ当たり150円の費用がかかってしまいます、処理費ですね。収集運搬費は別として処理費が150円。しかし、生ごみを処理するのにどうしても200円かかってしまいます。同じごみを処理するのに、片や燃やすと150円、資源ごみとすると200円だということで、どうしても燃えるごみのほうに行ってしまうがちなものですから、その差額の最高50円を市が補助してやることで、できるだけ生ごみを資源化のほうに回してもらうような仕組みを考えているものです。先ほども話をしましたが、事業系のごみ、あるいは家庭のごみの量に応じて、松本クリーンセンターの負担金というのが決まっておりますので、できるだけ燃やすごみを減らしていくということも必要なのかなということで、進めている事業でございます。

○永井泰仁委員 そうするとその補助金を配分するのは、あれですか、個々の排出量に協力、資源化に協力してくれたところを何か実績か何かでピックアップして補助を出していくということですか。

○生活環境課長 そのとおりでございます。収集運搬している業者の運搬料を私どもに報告していただきまして、それに応じてお支払いしていきます。今年度はツルヤさん1店舗でございますが、来年度はもう1店舗、協力いただけそうなところもあるものですから、そういったところも積極的に進めていきたいということでございます。

○永田公由委員 同じ195ページの焼却灰の資源化等の委託料についてですけど、これは塩尻分で874トン、資源化に回しているということですが、総量はどのくらい出ているわけですか。

○生活環境課長 塩尻朝日、総合して2、150トンばかり出ております。

○永田公由委員 この、いわゆる資源化については、これからもずっとやっていくということで、もし、これ続けていった場合に最終処分場の延命化というのは、大体何年くらいできるわけですか。

○生活環境課長 平成26年に地元の皆さんに、この最終処分場の延命化をお願いするときに具体的に算出させていただいて、ごみの減量も見込んで平成45年度までは確実に、今の状態の資源化を進めれば、もちますよという話はしてございます。全部で27年間使えるということですね。そういうことです、よろしくお願ひします。

○柴田博委員 今の関係ですけれども、新年度の予算の案では、焼却灰のうち40%ということですけど、これについては、埋め立てする量との兼ね合いがありますが、今後ふやしていく方向なのか、それともこのくらいでずっといくのか、その辺については、考えというのはどうなんでしょうか。

○生活環境課長 まず第1点といたしましては、資源化量をふやすということになりますと、つまり延命化する

わけでございます。これは地元のまだ了解が得られてないものですから、非常にこちら辺はシビアに地元の皆さんと相談していかなきゃいけないと思います。ただし、1トン当たり三万二、三千円かかっているものですから、かなり財政的な負担も大きくなると思いますので、その点は財政当局と相談をしながらどこまでできるのか、今後塩尻市の費用が大きくなっていく建設もありますので、そういうところを含めてトータル的にどうすればいいのかなというふうを考えていく必要はあるかなと思います。一応私どもがつくったごみ処理基本計画では、この量を維持して45年までに埋めると、逆に言えば、それよりも10年前に新しい最終処分場のことは考えていかなきゃいけない。ですから資源化していくのか、埋立地も計画していくのかというのをやっぱり計画していかなきゃいけない時期には来るだろうなと思っております。

○柴田博委員 この40%というのは、この間何年くらい続けてきているわけですか。だんだんふやしてきてこれになっていると思うんですけど。

○生活環境課長 先ほどちょっと御説明申し上げましたが、平成26年から同じく40%で、ここずっときております。

○柴田博委員 4年目か。

○生活環境課長 はい。

○委員長 よろしいですか。それでは、197ページまでは、以上で終了といたします。

次に移ります。歳出9款消費費250ページから13款予備費325ページまでの説明を求めます。

○消防防災課長 それでは、予算書の250、251ページをお願いいたします。9款消費費1項1日常備消費費から御説明いたします。251ページ説明欄の一番上の白丸、広域消防負担金5億9,380万円余のうち1つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金5億8,553万円余につきましては、常備消防運営のための消費費の共通経費に相当する負担金5億7,220万円余のほか、本市への派遣職員1人分の人件費790万円などの合計であります。その下の黒ポツ、松本広域連合負担金（高速救急業務）639万円余につきましては、長野自動車道における救急業務に対する負担金でございまして、中日本高速道路株式会社から支弁金として本市へ支払われたものを、そのまま負担金として松本広域連合に支払うものでございます。その下の黒ポツ、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金163万円余につきましては、長野県消防航空隊の消防吏員に係る人件費でございまして、当市の負担分でございます。その下の木曾広域連合負担金23万円余につきましては、木曾広域連合の消防庁舎建設に伴う起債の償還分でございまして、平成29年度で終了予定となっております。

次に2目の非常備消費費をお願いいたします。説明欄一番上の白丸、団員等公務災害補償費157万円余でございしますが、遺族補償年金134万円余などとなっております。

一番下の白丸、消防団諸経費1億2,446万円余のうち、1つ目の黒ポツ、消防団員報酬2,108万円につきましては、団員870人分の報酬でございまして、その下の黒ポツ、消防団員退職報償金4,275万円につきましては、4月1日退団予定者のうち5年以上在籍をしました退団者について退職金を支払うものでございます。次に253ページをお願いいたします。上から7つ目の黒ポツ、被服費602万円余につきましては、火災現場等における活動の安全を確保するため、防火長靴、防火手袋を各車両に2組ずつ、それぞれ95組及び団員にかかわるはっぴやズボンを購入するものでございます。7つ下の黒ポツ、備品購入費577万円余につきましては、消防ポンプ用ホース、消火栓用ホース、消火栓ホース格納箱などの消防備品の購入費でございまして、1つ

飛びまして、消防団員退職報償金負担金1, 670万円余につきましては、団員にかかわります消防基金への退職報償金負担金でありまして、団員1人当たり1万9, 200円を負担しているものでございます。下から4つ目の黒ポツ、消防団運営交付金1, 269万円余につきましては、消防団本部、分団、各部及び消防音楽隊、ラッパ隊に交付をしている交付金でございます。団員の人員割、車両割及び世帯数割などにより算出しております。その下の黒ポツ、災害出動交付金360万円につきましては、団員が火災出動、あるいは災害出動、捜索活動などに出動した場合の交付金でございます。1日出動した場合は1人4, 000円、半日出動の場合は2, 000円ということで交付をするものでございます。

3目の消防施設費の消防施設整備費4, 319万円余のうち、上から3つ目の黒ポツ、消防施設等整備工事532万円余につきましては、ホースタワーの設置、改修、火の見の撤去などの工事を実施するものでございます。その下の黒ポツ、備品購入費2, 470万円につきましては、年数を経た消防機材を計画的に更新するものでありまして、来年度は檜川分団第2部のポンプ車1台、広丘分団第3部、洗馬分団第4部、北小野分団第1部に、それぞれ1台の小型動力ポンプの更新を予定しております。その下の消火栓新設改良負担金1, 092万円余につきましては、消火栓の新設2基、改修2基、移設2基の工事負担金でございます。私からは以上でございます。

○**財政課長** それでは、ずっとページお進みいただきまして、322、323ページまでお願いをいたします。322、323ページでございます。12款公債費でございます。公債費につきましては、長期債の元金、それから利子、また一時借入金の利子を計上するものでございます。ごらんいただきますと、左から3列目のところに前年度比較欄がございます。元金で5, 600万円余の減、これは元金の返済完了が進んでいるということによるものでございますし、下の利子につきましては、高金利分の償還が、終了が進んでいるということにより減額となるというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして13款予備費、こちらにつきましては、例年どおり1, 000万円を計上させていただいているものでございます。以上でございます。

○**委員長** それでは、説明を受けました325ページまでの質疑を行います。委員の皆様から質問ありますか。

○**副委員長** 253ページ、お願いします。上から7つ目の被服費で、防火長靴と防火手袋、2足と2組ずつ。これは、最終的には全員に配るということですか、それともこのままということ、このままというか。

○**消防防災課長** とりあえず先頭でホース、筒先を持っている隊員のために、防火長靴と防火手袋を1つの車に2組ずつ、全車両分を購入するものでございまして、全員ということは考えてございません。

○**副委員長** 決まり切ったように、それで用が済めばいいと思うんですが、途中で交代とか、そういうことの可能性はないときに、かわいそうじゃんね。それは、だから2組ずつ車に乗せて、はい、それまでよということですか。もう1回。

○**消防防災課長** 今、御指摘いただきましたので、プラスアルファ分につきましても、今後検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○**副委員長** よろしく申し上げます。

○**委員長** ほかにはどうでしょうか。

○**永井泰仁委員** 同じく253ページの災害出動交付金ですが、1日4, 000円、半日で2, 000円ですが、たしか私が消防委員会長のときに上げたままだと思うんですが、これは団のほうとか、あるいは団員の皆さんの

ほうから値上げをしてくれとか、あるいは出動回数がふえてるか、減っているか知りませんが、その辺のところはどうですか。私はもう少し値上げをしてもいいような気もしてるんですが。

○消防防災課長 特に消防団のほうから少ない等のお話は全然いただいておりませんで、この4,000円、2,000円、県内を見てもそう低い金額ではないということになります。

○永井泰仁委員 まあ、いいや。そう低いことじゃないって言やあ。

○委員長 どうですか。

○永田公由委員 同じ備品購入の関係で、ポンプ車とか、小型動力ポンプありますけど、これは入札でやってるわけですよ。

○消防防災課長 入札でそれぞれやっております、ポンプ車が一応目安としては20年目安。小型動力ポンプが一応目安としては15年目安ですけれども、使えるものであれば、1年、2年なり延長していこうと考えております。

○永田公由委員 違う、そうじゃなくて、購入についてさ。

○消防防災課長 入札でやっております。

○永田公由委員 入札方式で、何社からか見積もりとってやるってことだね。

○消防防災課長 そうです。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。それでは、歳出につきましては、以上で終了といたします。ここで10分間休憩をしたいと思います。3時5分、お願いします。

午後2時54分 休憩

午後3時03分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

次に、歳入全般について説明を求めます。

○財政課長 それでは、歳入でございますので、予算書の14、15ページ以降をお願いいたします。14ページ、1款市税でございます。市税のうち個人市民税につきましては、左から3列目に本年度、前年度比較欄がございます。ごらんいただきますと7,350万円の増でございます。これにつきましては、給与所得の伸びによりまして、28年度も増額となる見込みでございますので、決算見込みを踏まえまして、33億5,800万円余を計上するというものでございます。一方その下の法人市民税につきましては、本年度上半期の傾向を踏まえまして、当初予算比較では1億1,000万円余の減で計上をするというものでございます。

次、2項1目固定資産税につきましては、土地はやや減でございますけれども、新築家屋、それから償却資産の本年度の増額を踏まえまして、全体では前年度に対して7,500万円の増額とするものでございます。

それから、3項軽自動車税につきましては、本年度の実績を踏まえまして、軽四輪の増を見込み1,800万円の増額とするものでございます。

4項市たばこ税につきましては、こちらも本年度の実績を踏まえまして、2,000万円の減額を見込んでいます。

それでは、おめくりいただきまして、中段の7項都市計画税でございます。こちらは、固定資産税の増に伴い

まして、860万円の増額としてございます。

次、2款地方譲与税でございますけれども、ここからにつきましては、本年度の決算見込みをもとにしまして、地方財政計画の増減率を考慮した計上をしてございます。主なものを説明いたします。

おめくりいただきまして、18、19ページ、下から2つ目の6款地方消費税交付金でございますが、前年度比較6,090万円の減額となっております。これは28年度の当初予算につきましては、県の収入見込みの率を使って算定しておりましたけれども、見込みよりも28年度減額となりましたので、本年度の実績を踏まえて、来年度減額計上をするというものでございます。

それからおめくりいただきまして、20、21ページの中段の10款地方交付税でございます。地方財政計画の中では、総額で2.2%の減とされておりますけれども、本年度見込みよりも臨時財政対策債に振りかわった、交付税が減ったという経過がございます。本年度の実績を踏まえまして、2億円の減の減額を見込むものでございます。

それから一番下、12款1項1目農林水産業費分担金でございます。前年度比較で279万円余の減となっておりますけれども、これは前年度計上しておりました奈良井区からの林業費分担金、それが減額となったというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、一番上の1目民生費負担金につきましては、前年度比較244万円余の増でございます。

それから、その下の13款使用料及び手数料の1項1目の総務使用料、2目の民生使用料につきましては、これもいずれも現状の実績を踏まえまして、それぞれ増、減を見込んでいるものでございます。

それから、3目衛生使用料、これ増額となっておりますけれども、説明欄ごらんいただきますと、4ポツ、合葬墓使用料1,075万円を新たに計上しているものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、ちょうど中段くらい7目土木使用料とございます。前年対比492万円増でございますけれども、これにつきましては、一番下の4節市営住宅使用料の1ポツ、市営住宅使用料（現年度分）、これにつきましては、530万円余の増額となっておりますけれども、一方、下から3つ目の雇用促進住宅使用料（現年度分）、これにつきましては、130万円余の減となっております、それぞれいずれも実績により来年度の収入を見込んだものでございます。

それでは、2枚おめくりいただきますと28、29ページ、ここからが2項手数料となります。さらにおめくりをいただきまして、30、31ページをごらんいただきたいと思いますけれども、3目衛生手数料のところでは、前年度比較1,399万円余の増となっております。これは、2節清掃手数料の下から3つ目廃棄物処理手数料（現年度分）でございまして、これは実績を踏まえて、さらには先ほど歳出で説明のありました売りさばき手数料を相殺せずに全額歳入とするということによる増額でございます。

それから、おめくりいただきますと32ページ以降、14款国庫支出金になります。1目の民生費国庫負担金につきましては、前年比較4,487万円増ということでございまして、主な要因につきましては、1節社会福祉費負担金の2ポツ、自立支援給付費負担金がございます。こちらが障害者福祉サービスの給付費などの増に伴いまして、ここで3,270万円余の増額となっているものでございますし、2つ飛びまして障害児入所給付費負担金、こちらも増加傾向にございまして、ここで1,270万円余の増額となって見込んでいるものでござ

います。それから2節児童福祉費負担金、ここでは一番下のポツ、子どものための教育・保育給付費負担金、これは社会福祉法人立の保育所が、認定こども園に移行したことなどに伴いまして、ここで830万円余の増収を見込んでいるものでございます。

それからおめくりいただきますと、次2項の国庫補助金の中をごらんいただきますと、1目の総務費国庫補助金、ここで360万円余の増でございますけれども、説明欄の3ポツに地方創生推進交付金（民間活力導入）とございます。これは27年度の補正予算によりまして、地方創生加速化交付金を活用した継続でございますし、次の地方創生推進交付金（地域産業振興推進）、こちらにつきましましては、新たなICT人材育成事業で、歳出でも説明のありました事業でございます。いずれも29年度は地方創生推進交付金を活用することによる増額でございます。

それから、次の2目民生費国庫補助金につきましましては、前年度比較1億7,200万円余の大幅な減となっておりますけれども、これは1節社会福祉費補助金の2ポツのところ、これは臨時福祉給付金給付事業費補助金、こちらは6,600万円増でございますけれども、前年度ここに計上しておりました年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金が2億1,300万円、前年度は計上がございました。その終了により大幅な減となるものでございます。

それから、おめくりいただきまして、今度は4目労働費国庫補助金でございますが、ごらんいただきますと前年度の予算額ゼロとなっておりますけれども、これは27年度の国の補正予算によりまして地方創生加速化交付金を活用して、24年度の補正予算に前倒して計上したことによるものでございまして、前年度ゼロとなっておりますけれども、全額繰り越して使用しているものでございます。引き続き地方創生推進交付金を活用するというものでございます。

次の5目農林水産業費国庫補助金、それから6目の商工費国庫補助金の対前年度比較の増額分につきましても、同様の理由によるものでございます。27年度補正に前倒して計上していたということによる増でございます。

それから、7目土木費国庫補助金、こちらは、1億3,000万円余の減となっております。これは、本年度国の第2次補正予算に対応しまして、都市計画道路を28年度補正予算に前倒して計上したことによる減額でございます。

それから、おめくりいただきまして、8目教育費国庫補助金の前年度比較では1億2,000万円余の減となっておりますけれども、これは28年度に大門地区センターに係る交付金が計上されていた、その終了によるものでございます。

それから、おめくりいただきまして、今度は15款県支出金になります。この中の1目民生費県負担金につきましましては、3,000万円余の増となっております。これは、主なものが1節社会福祉費負担金の中で、3ポツ障害者自立支援給付費等負担金、それから次の障害児通所給付費負担金、これはいずれも国庫負担金と同様に給付金がふえていくということによる増でございます。

それから、おめくりいただきまして、42、43ページでございます。2項県補助金の中をごらんいただきますと、総務費県補助金では670万円余の増となっております。これは下の2つのポツでございます。紙のタイムマシン活用、それからオープンデータ活用事業、これはICT人材育成を目指すものでございます。こちらに県の元気づくり支援金を活用することによる県補助金の増でございます。

それから2目民生費県補助金につきましては、329万円の増でございます。これは1節社会福祉費補助金の3ポツ、福祉医療費給付事業補助金、こちらが増額となっていることによる補助金の増でございます。

それから、おめくりいただきまして、県補助金の3目衛生費県補助金、こちらは400万円余の減でございますけれども、こちらは28年度に高ボッチの駐車場の柵の設置工事、これが完了いたしますので補助金の減額となるものでございます。

それから4目農林水産業費県補助金については、1,000万円余の増額でございますけれども、これにつきましては、1節農業費補助金の説明欄の4ポツ、多面的機能支払事業補助金、こちらのほうで農地維持のために共同活動をいたします組織が、新たに2団体認定される予定でございますので、こちらが740万円ほどの増となりますし、一番下の黒ポツになりますけれども荒廃農地等利活用促進交付金400万円、これが28年度の国の経済対策で創設された国の10分の10の交付金でございます。これが全額増額となっているものでございます。それから2節林業費補助金の3ポツ、森林づくり推進支援金事業補助金とございます。これ、県の森林税による補助金でございますけれども、緩衝帯整備を拡大いたしますので、こちらのほうで190万円ほどの増額となっているものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、3段目になります6目の教育費県補助金につきましては、前年比538万円余の増でございます。これは、1節小学校費補助金の2ポツ、地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金でございます。これは片丘小学校に導入いたしますペレットストーブの設置工事費に対する上限500万円の補助金でございます。

それから、3項委託金になりますけれども、1目総務費委託金については、3,190万円余の減でございます。これは、参議院選挙の委託金の終了による減でございます。

それでは、おめくりいただきまして2段目になります。3目土木費委託金、150万円余の増でございますけれども、こちらは平成32年をめどに区域マスタープランの見直しの予定がございます。そのための都市計画基礎調査委託料を計上するものでございます。

それから4目の教育費委託金につきましては、これは塩尻市が来年度当番市となりまして、人権教育を推進するための住民の集いを開催いたします。そのための県からの委託金50万円でございます。

それから、16款財産収入のところでございます。一番下の2目利子及び配当金のところで、前年度比較で1,442万9,000円の減となっておりますけれども、これマイナス金利の影響によりまして、利子収入の大幅減を見込んでいるものでございます。

それから、おめくりをいただきまして、2項1目の不動産売払収入でございます。こちらは前年度比較をごらんいただきますと、1,085万円余の増となっておりますけれども、これは久里巾交差点の道路用地を土地開発公社から市が買い戻しまして、国道の拡幅部分については国へ売却をするという、国への売却収入を見込んでいるものでございます。

それから、17款寄付金につきましては、これはふるさと寄附金、28年度の収入見込みが約2億8,000万円と見込んでおります。寄附金でございますので、約半分の1億4,000万円の歳入を見込むものでございます。

それから18款繰入金につきましては、おめくりいただきまして、上から2段目の2項基金繰入金で、前年度

よりも6,800万円余の増となっております。内訳ですけれども、一番上の財政調整基金繰入金、こちらは前年度よりも7,000万円減の繰り入れを見込んでございます。7,000万円の減を見込んでおります一方、下から3つ目のポツになります森林環境保全基金繰入金、それからその下の知恵の交流基金繰入金、これにつきましては、ふるさと寄附金を積み立てた基金でございまして、寄附者の意向に沿って事業に活用をさせていただくために、それぞれ7,000万円ずつ、こちらは繰り入れるというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、20款諸収入でございましてけれども、この中の中段にございます勤労者福祉資金融資預託金元金収入につきましては、前年度比較1,000万円の減額でございまして、その下の中小企業融資あっせん資金預託金元金収入、これにつきましては2億1,700万円の減でございましてけれども、いずれも実態に即した融資枠で、融資枠に影響のない範囲で減額をさせていただいたものでございます。

それから、おめくりいただきまして、56ページ一番下の4目雑入でございましてけれども、1億1,800万円ほどの減となっております。いろいろ内容でございますけれども、主なものにつきましては、ずっと3枚おめくりいただきまして、62、63ページのところの中段、7節土木費雑入がございましてけれども、ここに前年度予算の中ではエブソンからの委託を受けまして、広丘事業所の東側の排水路の切り回しを街路事業に併せて実施をするということに伴いまして、エブソンからの負担金収入1億2,770万円を28年度計上しております。その分減額となるものでありますし、次の8節消防費雑入の1ポツの消防団員退職報償金、こちらは2年に1回、来年度退職代がふえますので、こちらは1,450万円ほどの増額としてあるものでございます。

それでは、2枚おめくりいただきまして、66、67ページ、こちらは市債を計上しております。1目の総務債につきましては、歳出で話のありました土中センサーの設置に係る緊急防災・減災事業債。

それから2目の民生債につきましては、みずほ保育園の施設整備事業債等を計上しておりますし、公共施設等総合管理計画を策定しましたので、3ポツ、旧高出保育園の除却債、それからその次の（仮称）ふれあいセンター東部の実施設計に対する公共施設等適正管理推進事業債、これを計上するものでございます。

それから3目の農林水産業債につきましては、県営事業の負担金、それから農道整備、あるいは水路改修等に充当するための起債を計上するものでございます。

それから4目の商工債でございましてけれども、これは木曾漆器の振興に過疎債、それから観光施設、みどり湖の釣り桟橋の整備に地域活性化事業債を計上してございます。

それから次、5目土木債でございまして。このうち道路橋梁債につきましては公共事業等債としまして幹線道路、道路長寿命化に係るもの。それから地方特定道路等整備事業債としまして生活道路整備に。それから過疎対策事業債としまして、平沢の街なみ環境整備事業。それからおめくりいただきまして、檜川地区の道路、奈良井の踏切の新設工事がございまして、旭橋の改修工事がございまして、あるいは贅川人道橋の設計委託がございまして。こういったものに過疎対策事業債を計上しているものでございます。次の2節都市計画債、これにつきましては、北部地域拠点整備に係る起債でございまして、合併特例事業債と公共施設等適正管理推進事業債を計上するものでございます。

それから、次6目の消防債につきましては、小型ポンプ、それからポンプ車の購入に係る起債でございまして。

7目教育債でございまして、こちらは塩尻東小学校の大規模改修、それからペレットストーブの片丘小学校への設置、それから中学校では、塩尻中学校の大規模改修の実施設計、あるいは文化会館の改修ですとか、新体育

館の用地の取得費、補償費などに係る起債を計上しているものでございます。

それから、おめくりいただきまして最後になりますけれども、臨時財政対策債につきましては、地方財政計画に基づきまして、前年度より2,700万円余の増の11億2,620万円を計上しているものでございます。

歳入については以上でございまして、予算書ちょっと戻っていただきまして7ページをお願いいたします。7ページ第2表債務負担行為でございます。1つが土地開発公社の借り入れに対します債務保証、それから合併処理浄化槽の排水設備の資金融資に対します損失補償がございます。それから今泉南テクノヒルズの基盤整備事業につきましては、産業団地にかかわります土地開発公社への用地費の支払いでございますけれども、これは37年度までの債務負担行為を設定してございましたけれども、ここで立地企業2社の契約の更新がございましたので、それを39年度まで延長するものでございます。ほか、ウイングロードの空調設備の借り上げに係る負担金。それから新体育館につきましては基本設計、それからコンストラクション・マネジメントの業務委託について、それぞれ期間と限度額を定めているものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、第3表地方債でございますけれども、これにつきましては、先ほど歳入のところの起債で申し上げた、それぞれの起債の目的と限度額と起債の方法等を定めるものでございます。説明は以上でございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、説明を受けました歳入全般の質疑を行います。委員の皆様から質問ありませんか。

○永井泰仁委員 49ページの信州Fパワープロジェクト用地貸付料が2,046万円ですか、計上されていますが、これは今のバイオマス発電の用地が使っていないからということで満額でなくて、その面積相当分を引いたと思うんですが、これは29年度中に着工になれば、用地の貸付料は満額、市のほうから請求すればと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○財政課長 バイオマス発電用地につきましては、考え方として発電開始までは減免をするということで、今のところ予定してございます。発電開始をもって使用料を頂戴するというものでございます。

○永井泰仁委員 また、この用地の関係については、たしか5年に1回見直しをするようになっていたと思うんですが、発電を本来から言えば工事するで、土地も使ってるで、取ってもいいと思うが、発電するまでっていうと、あと2年はこの金額でやむを得ないってことだね。そういうことで、あと5年に1回の見直しのときは、きちんとまたその辺のところも踏まえて、もらうものはもらうということで、しっかりやってほしいと思います。これは要望でいいです。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○副委員長 33ページ、生活保護費負担金のところで、昨年より額的に減ってますが、生活保護世帯数の数を教えてください。

○財政課長 10月1日現在ですけれども、世帯数が243世帯、それから人数が332人、そういう人数でございます。

○副委員長 これ去年の10月1日ですよ。

○財政課長 そうです。

○副委員長 それをもとにこれを見込んで、世帯的な見込みというのは減らして見込んでいるわけですか。同じくらいに、同じような。

○**財政課長** 新年度、29年度の見込みについては、28年度と同等の素子数になるだろうという見込みで計算をしてございます。

○**副委員長** 37ページをお願いします。中ほどよりちょっと下の社会資本整備総合交付金（道路）の関係で、土木費国庫補助金自体1億3,000万円余減っていますが、この交付金自体は増額になってますよね。主な幹線、どっかふえたとか、拡大したとかいうところがありましたら教えてください。

○**財政課長** ここにつきましては、歩道整備事業と道路長寿命化事業のメニューがございます。そちらについては増額となっているものでございます。全体では4,570万円、この交付金はふえているというものでございます。

○**副委員長** 具体的に箇所をお願いできます。

○**財政課長** 係長から申し上げます。

○**財政係長** 主な社会資本整備総合交付金（道路）の関係でございますが、歩道整備につきましては、継続事業としてやっております君石野村、下西条町区線、あとは西条線ということで予定をしております。西条線については29年度の完了を予定しているところでございます。長寿命化の事業の中では、橋梁とトンネルの定期点検、あとは東山山麓線と南熊井郷原線の舗装修繕、あと橋梁の修繕といたしましては、平沢の旭橋及び日出塩の跨線橋の補修工事を予定しているところでございます。以上です。

○**副委員長** もう1点、47ページの中ほどちょっと下の合併特例交付金ですけれども、28年度の実績を教えてください。

○**財政課長** 29年度の。

○**副委員長** 28年度の実績、3月補正減額したり、調整してありますよね。

○**財政課長** 28年度につきましては、当初新体育館のほうへの基本計画の合併特例交付金を予定しておりましたけれども、それが先送りになりましたので、文化会館と木曾漆器、そちらのほうに組みかえをしてございます。

○**副委員長** 要は、29年度3,200万円が大丈夫なんですかねって話です。今、組みかえたのを見ると2,200万円ですよね。だから28年度2,200万円なので、そこは大丈夫かっていう。

○**財政課長** 今回の補正額の組みかえは2,200万円ございますけれども、本年度は3,200万円歳入できるということで見込んでございますし、一時県からの要請によって3億5,000万円にしてくれないかというような話もあった経過がございます。しかしながら、これは当初の予定どおりスピードは遅いですが、当面3,200万円ずつは交付されるということで聞いておりますので、29年度についてもそのように計上してございます。

○**柴田博委員** 25ページの一番下の市営住宅使用料ですけれども、市営住宅の現年度分が530万円ぐらいプラスということでした。それから雇用促進住宅が130万円くらいマイナスということだったのですが、それぞれどういう内訳っていうか、どんな中身なのか、教えてください。

○**財政課長** 市営住宅の見込みでございますけれども、この現年度分については28年度の実績の見込みを踏まえまして、さらに収納率を1%向上させると、そういう目標も設定いたしまして、このような増額を見込んでいます。それから雇用促進住宅の使用料でございまして、こちらについては入居率が減少しております。したがって、その減少を見込んだ歳入を計上していることで、前年度よりも130万円ほど

減っているということでございます。

○柴田博委員 市営住宅の現年度分については、毎年そういう考え方で前年度よりも収納率が上がるという前提でやられているということですか。

○財政課長 例年徴収実績をもとに、あるいは入居者の状況も見ながら計上しておりますけれども、収納率もある程度の目標を立てて歳入を計上して、それだけを確認したいという、財源確保のためにも目標を高めに設定したということでございます。例年、毎年1%というわけにはいきませんが、そういうことでございます。

○柴田博委員 それと雇用促進住宅については、現状でも4割近くが空いているということだということですが、それがそのまま継続してさらにもっと悪くなるという、そういうふうに見込んでいるということですね。

○財政課長 雇用促進住宅については、今35戸空き家があるという状況でございます。一昨年ですかね、緩和をいたしまして単身世帯も入居できるようにということも見直しもしましたけれども、なかなか思うとおりにふえないということがございまして、入居者をふやすような努力をしながら歳入は確保していきたいということには変わりありませんけれども、傾向としては来年度の見込みは減額を見込みざるを得ないということでございます。

○永田公由委員 合併特例債は、あとあれですか、これで全部新体育館に使うということですか。

○財政課長 残りの起債可能額については、今後北部拠点、地域拠点整備事業、それから新体育館の建設事業、そちらのほうに全額活用させていただくという予定でございます。

○永田公由委員 それで、過疎対策事業債が、何か32年度で打切りになるという話で、それは事実ですか。

○財政課長 今のところの情報では32年限りということですが、これはかつての経過からいきますと、今4代目の過疎でございます。議員立法によって延長、延長ということがされてきた経過もございまして、今後の国会での議論になるかと思っておりますけれども、今のところの情報では32年限りということでございますけれども、可能性としてはこれまでの議員立法という手法で延長された経過もございまして、動向は注視していきたいというふうに思っております。

○永田公由委員 これから見ててね、檜川の場合は、やっぱりいろんな公共施設を除却したりだとか、長寿命化をしたりだとか直さなきゃいけない、相当の金額をかけないと整理がついていかないと思うんだけど、もし過疎債がだめになった場合、それにかわるものというのは、何か考えられるわけですか。

○財政課長 過債がもしこれで期限ということになりますと、ほかに充てられる起債メニュー、あるいは補助メニューの一番いいものを選択していくことになろうかと思っております。これからいろんなメニュー検討していかなければいけませんけれども、例えば、今考えている公共施設を集約化をしていくということになりますと、これは有利な起債の公共施設等推進事業債も活用できますので、そういったあらゆるメニューの中の一番有利な起債を選択をして実施をしていくことになろうかと思っております。今後、総量を縮小していく部分もございまして、除却していくようなこともございまして、その中の一番有利なメニューを使うということでございます。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員 43ページの老人クラブ活動助成補助金が105万5,000円計上されていますが、今の老人クラブの組織が減っているようにも聞いているんですが、これは何団体で、何名以上をもって補助金の団体使用の団体になっているか、その辺はどうですか。

○**財政課長** これは県からの補助金でございます、単位クラブへの補助として2万6,000円の補助金が10クラブに、それから4万4,000円の補助金が15クラブに、それぞれ県からの補助金を受けて補助をしているという状況でございます。加入者数につきましては、ちょっと今数字持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○**永井泰仁委員** これから地域包括ケアだとか、いろいろの中でまた老人クラブでの普段の活動というのを見直されてきてるんで、できれば今減少傾向というようなことも最近聞いていますが、何とかまた復活させるような形で指導をしていけばいいんじゃないかと思っておりますが、これは要望で結構です。

○**委員長** どうでしょうか。いいですか。

それでは、質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、議案第16号中平成29年度塩尻市一般会計予算の当委員会に付託された部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第16号中当委員会に付託された部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○**委員長** 次に、議案第2号塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**消防防災課長** 議案関係資料の28ページをお願いいたします。提案理由でございますけども、消防団への加入促進を図るため、消防団員の任用要件を見直すことなどに伴い、必要な改正をするものです。

概要につきましては、消防団員に任用する者の要件を、消防団の区域内に居住する者から居住し、勤務し、または在学する者に拡大するものなどです。

この条例は、公布の日から施行するものです。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。第3条で消防団員の任用の条件を居住し、勤務し、又は在学する者に改めるものでございます。

また、第5条第2項第2号では、団員の身分を失うときの要件として、当該消防団の区域外に転住したときを市長が特に必要と認める場合以外は、区域内に居住し、勤務し、又は在学しなくなったときに改めるものでございます。

第6条から第14条までは、規定、用語の整理をするものでございます。

この改正につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、平成25年12月施行されたものを契機として、消防団の一層の充実強化が望まれているものであり、全国的に団員数が年々減少傾向の中で団員確保をしやすくするため、国からも積極的に取り組むよう通知も来ているところでございます。私か

らは以上ですので、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○永田公由委員 勤務ということは、例えば、宗賀の日出塩にあるシンセイならシンセイに勤めている方が、日出塩の部に入って、宗賀分団に入った場合、塩尻市消防団員としてという理解でいいわけです。

○消防防災課長 どこの部に入るかは別にしまして、そのときは検討しようかと思えますけれども、その方がたまたま市外に住んでいても会社に勤めているので、それもOKということになります。

○永田公由委員 それは、わかった。それで、その方が地元で消防団員でも別に構わないということ。要するに二重になるということなんだけども。

○消防防災課長 地元の消防団でもともとそうでございますので、それで大丈夫です。

〔「それはまずい」という声あり〕

○消防防災課長 塩尻市と松本市、両方ということではございませんので、どちらかということになります。

○永田公由委員 そうだね。要はダブっては入れないということだね。

○消防防災課長 そういうことです。

○永田公由委員 地元優先だね。

○委員長 ほかにはどうですか。

それじゃ、1点。この条例改正によりまして、質問、回答は難しいとは思いますがけれども、どのくらいふえやしないかというふうに予想されてますかね。

○消防防災課長 基本的に、とりあえずふえるということではなくて、消防団員を確保する場合に、なりやすくするというのがまず基本だと思いますので、ふえるというのは、また後の段階かと思えますので、御了承お願いいたします。

○委員長 そういうことですね。はい、わかりました。それじゃ、よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第3号 塩尻市消防委員会条例を廃止する条例

○委員長 次に、議案第3号塩尻市消防委員会条例を廃止する条例を議題といたします。説明を求めます。

○消防防災課長 議案関係資料の31ページをお願いいたします。提案理由でございますけれども、塩尻市消防委員会を廃止することに伴い、塩尻市消防委員会条例を廃止するものでございます。

この条例につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次のページの新旧対照表をごらんください。消防委員会条例を廃止することに伴い、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例から消防委員会の委員を削除するものでございます。経過等につきましては、全協で説明したとおりでございますけども、昨年5月の消防委員会で消防委員会を廃止することにつきまして、全議員の了承を得たものであります。また今後につきましては、消防団の中に設置しております消防団検討委員会や副分団長以上会議で協議検討し、必要に応じまして総務生活委員会協議会で検討をお願いするものでございます。私からは以上でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号塩尻市消防委員会条例を廃止する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本日の委員会は終了とし、あす午前10時から再開をいたします。大変御苦労さまでございました。

午後3時54分 閉会

平成29年3月13日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 横沢 英一 印